

平成 2 1 年第 3 回臨時会

滝 川 市 議 会 会 議 録

第3回臨時会会議録目次

第1日目（平成21年8月4日）		頁
○開会宣告	_____	3
○開議宣告	_____	3
○日程第 1 会議録署名議員指名	_____	3
○日程第 2 会期決定	_____	3
○日程第 3 報告第 1号 専決処分について（損害賠償額の決定）	_____	3
○日程第 4 報告第 2号 専決処分について（損害賠償額の決定）	_____	4
○日程第 5 議案第 1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第5号）		
議案第 4号 滝川市住宅改修の促進に関する条例	_____	5
○議事延長宣告	_____	38
○発言の取り消しについて	_____	42
○日程第 6 議案第 2号 平成21年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第3号）	_____	44
○日程第 7 議案第 3号 平成21年度滝川市病院事業会計補正予算（第3号）	_____	45
○市長あいさつ	_____	46
○閉会宣告	_____	47

平成21年第3回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成21年 8月 4日（火）

午前10時00分 開会

午後 4時24分 閉会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期決定
日程第 3 報告第 1号 専決処分について（損害賠償額の決定）
日程第 4 報告第 2号 専決処分について（損害賠償額の決定）
日程第 5 議案第 1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第5号）
議案第 4号 滝川市住宅改修の促進に関する条例
日程第 6 議案第 2号 平成21年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 7 議案第 3号 平成21年度滝川市病院事業会計補正予算（第3号）

○出席議員（18名）

1番	渡辺 精郎 君	2番	窪之内 美知代 君
3番	酒井 隆裕 君	4番	清水 雅人 君
5番	関藤 龍也 君	6番	本間 保昭 君
7番	山口 清悦 君	8番	中田 翼 君
9番	大谷 久美子 君	10番	荒木 文一 君
11番	堀 重雄 君	12番	三上 裕久 君
13番	堀田 建司 君	14番	田村 勇 君
15番	山腰 修司 君	16番	井上 正雄 君
17番	水口 典一 君	18番	山木 昇 君

○欠席議員（0名）

○説明員

市 長	田村 弘 君	副 市 長	末松 静夫 君
教 育 長	小田 真人 君	教育委員会委員長	若松 重義 君
理 事	飯沼 清孝 君	総 務 部 長	高橋 賢司 君
総 務 部 次 長	高橋 一昭 君	市民生活部長	西村 孝 君
保健福祉部長	狩野 道彦 君	保健福祉部次長	橋 弘 恭 君
経 済 部 長	多田 幸秀 君	経 済 部 次 長	若山 重樹 君
経 済 部 参 事	佐々木 邦義 君	建 設 部 長	大平 正一 君

教育部長 舘 敏 弘 君
教育部次長 河 野 敏 昭 君
病院事務部長 東 照 明 君
総務課長 伊 藤 克 之 君
財政課長 吉 井 裕 視 君

教育部指導参事 春 田 淳 一 君
監査事務局長 堀 下 博 正 君
病院事務部参事 居 林 俊 男 君
企画課長 田 中 嘉 樹 君
行政経営課長 五十嵐 千夏雄 君

○本会議事務従事者

事務局長 中 嶋 康 雄 君
書 記 寺 嶋 悟 君

次 長 田 湯 宏 昌 君
書 記 村 井 理 君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成21年第3回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、本間議員、山口議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 報告第1号 専決処分について(損害賠償額の決定)

○議 長 日程第3、報告第1号 専決処分について(損害賠償額の決定)を議題といたします。

説明を求める前ではありますが、過日の議会運営委員会で確認をしたとおり、質疑、答弁につきましては簡潔にお願いいたします。また、質疑の中におきましてはご自分の意見を述べることにないように、後の討論にてお願いいたします。

では、説明を求めます。教育部長。

○教育部長 皆さん、おはようございます。それでは、報告第1号 専決処分について報告します。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告します。

専決事項につきましては、滝川市子ども科学館における転落事故に伴う損害賠償額の決定でございます。

事故発生日時は、平成20年10月5日午前11時10分ごろであります。事故発生場所、滝川市新町2丁目6番1号、滝川市子ども科学館内でございます。

相手方は、滝川市幸町3丁目6番30号にお住まいの出村洋子様でございます。

損害賠償額につきましては、20万4,245円でございます。主な内訳につきましては、入院

診療費、外来診療費、調剤費、薬代でございますが、交通費となっております。

事故原因につきましては、相手方が親族5名で発明工夫展を見に来館した際に入り口階段をおりようとしたところ、階段は9段中6段目、7段目ぐらいからということですが、プレート・テクトニクス上映中のため足元が暗かったため、足を踏み外して階段から転落し、両手首を骨折させ、さらに腰部に打撲を負わせたものでございます。出村様には大変申しわけないことと思っております。深くおわび申し上げます。

なお、損害賠償額につきましては、全国市長会の市民総合賠償責任保険で対応しているところであります。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第4 報告第2号 専決処分について(損害賠償額の決定)

○議 長 日程第4、報告第2号 専決処分について(損害賠償額の決定)を議題といたします。説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは、続きまして報告第2号 専決処分について報告します。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告します。

専決事項につきましては、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定でございます。

事故発生日時につきましては、平成21年6月29日午後3時ごろでございます。

事故発生場所、滝川市幸町2丁目12番26号地先でございます。

相手方は、滝川市新町3丁目3番23号にお住まいの本庄弘様でございます。

損害賠償額は、17万9,183円でございます。主な内訳につきましては、車両の修理代と代車の費用でございます。

事故原因につきましては、自走式刈り払い機にて西小学校校舎北側の学校敷地内の草刈りを行っていたところ、刈り払い機によりはね飛ばされた石が市道走行中の相手方車両の車体を直撃し、損害を与えたものでございます。本庄様には大変申しわけないことと思っております。深くおわびを申し上げます。

また、草刈り作業中の安全確認については、日ごろから指導を行っているところでありますが、再度学校現場の校長、教頭に事故のないよう指導徹底しているところであります。

なお、損害賠償額全額につきましては、全国市長会学校災害賠償保険で対応しているところであります。

以上でございます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は報告済みといたします。

◎日程第5 議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算(第5号)

議案第4号 滝川市住宅改修の促進に関する条例

○議長 日程第5、議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算(第5号)、議案第4号 滝川市住宅改修の促進に関する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算(第5号)についてご説明させていただきます。

今回の補正は、平成21年度、国の第1次補正予算に計上された地域活性化・経済危機対策臨時交付金に伴う補正が主な内容となっております。市といたしましては、平成20年度、国の第2次補正予算に伴う経済対策を初め、平成21年度当初予算において独自の経済対策を講じたことやこれまでの補正予算においても緊急経済対策の視点を持って対策を講じてきており、このたびの経済対策については国の経済危機対策を踏まえ、さらなる地域経済の活性化を目指し、内部だけの発案による交付金の活用策だけではなく、市内経済界等とも協議し、さまざまな意見をいただく中で進めてきたところであります。また、引き続き今後予定される公共投資臨時交付金、緊急雇用創出事業の追加分、グリーンニューディール基金事業など、引き続き要件が整えば連続的な経済、雇用の活用策を講じ、今後の議会等で対応してまいりたいと考えております。

それでは、1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ4億6,280万9,000円を増額し、予算の総額を201億3,833万7,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから5ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款1項3目企画費、補正額100万円の増額につきましては、ウエルカムプロジェクトに要する経費100万円の増額の補正でございます。ウエルカムプロジェクトに要する経費につきましては、北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業に採択されたことに伴い、当初予算において措置した80万円にこのたび支援をいただいた100万円を上乗せし、1から3カ月の短期居住ニーズの増加にあわせ、たきかわ暮らしモニターツアーの拡充や不動産業者の協力を得て、家財道具つきアパートなど短期居住物件のPRに取り組み、移住、定住策

のさらなる推進を目指すため、補正したいとするものであります。

2款1項11目地域活性化・経済危機対策事業費、補正額3億8,188万8,000円の増額につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業に要する経費3億8,188万8,000円の増額でございます。地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業につきましては、国の第1次補正予算に基づき交付が見込まれる地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、国が示す地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全、安心の実現、その他将来に向けた地域実情に応じるきめ細かな事業に呼応する事業を実施したいとするものであります。

事業の内訳については説明欄のとおりですが、事業内容について順次ご説明を申し上げます。初めに、庁舎電話交換機整備事業1,850万円でございます。庁舎内における電話通信網とパソコンデータ通信網を結合することによるメンテナンス費用の削減と組織的な管理運営業務の効率化や庁舎外施設との拠点間内線化のための基盤の構築、また直通ダイヤルイン方式を導入し、待ち時間の解消など市民サービスの向上を図るなどを目的に導入したいとするものでございます。

続きまして、公共施設整備事業2,605万9,000円でございます。市内公共施設のうち灯油等タンクが地下タンク方式の施設で今後配管の老朽化等で油漏れ事故を起こす可能性が高い施設について、地下タンクの地上化や配管を腐食しないものに切りかえるなど、各施設の改修を早急に行うことや公共施設の修繕等もあわせて実施するもので、滝川新生園地上タンク設置工事、滝川音楽公民館地上タンク設置工事、滝川第二小学校、東小学校埋設配管改修工事、丸加高原伝習館埋設配管改修工事、ふれ愛の里浴室暖房管改修工事等を行いたいとするものでございます。

続きまして、公共施設地上デジタル放送対応テレビ購入事業1,600万円でございます。平成23年7月にアナログ放送が終了することに伴い、市内公共施設のテレビの入れかえを行いたいとするもので、新規購入180台のうち169台については直接市民が視聴するものであり、緑寿園やナイスケアすずかけなどの社会福祉施設入所者用で128台、丸加高原伝習館やふれ愛の里などの宿泊客用で31台、市立病院の待合室用などで10台となっているところであり、そのほかに既存テレビに継続して使用するためのチューナー20台の購入や北海道市町村振興協会の30周年事業により寄贈される予定のテレビ11台などで対応したいとするものでございます。

続きまして、新型インフルエンザ対策事業200万円でございます。新型インフルエンザ対策事業につきましては、消防の国からの配付、健康づくり課に続き、市立病院においても新型インフルエンザの流行にいち早く対応するための感染防止用マスクやゴーグル、スクリーンや廃棄ボックスなどの整備を図るため、病院事業会計へ繰り出したいとするものでございます。

続きまして、視覚障がい者用情報システム整備事業230万円でございます。現在身体障害者センターに点字翻訳用と点字名刺作成用のパソコンが2台設置されておりますが、どちらも平成12年に購入したもので、老朽化のためインターネットの接続ができない状況にあることや点字プリンターが故障しており、視覚障がい者用の広報たきかわや協会だよりなどが点字翻訳できない状況にあり、パソコン本体とソフトウェア一式、点字プリンターなどを早急に整備したいとするものでございます。

続きまして、げんきカードパワーアップ事業2,561万円でございます。この事業は、商工会

議所を通じてご提案のあったものでありますが、平成8年に導入したげんきカードのパワーアップを図るべく、これまでの買い物ポイントカードから新たに少子高齢化社会への対応機能、携帯電話を活用した各加盟店の販促情報や地域情報を提供する情報発信機能、さらには地元商店街による買い物を通じて地域貢献ができる社会貢献機能を付加した多機能な地域密着型カードを導入するものでございます。また、多くの市民に利用されるカードを目指し、事前に一定金額を前払いし、カードに記録させるプリペイド機能を市立病院の診療費支払いに利用可能とすることにより、来院者の利便性が向上するとともに地元商店街と市立病院との連携によるポイントの有効活用が可能となるなど、地元商店街活性化の起爆剤として期待できるものであり、また市立病院改築事業に係る暮らし・にぎわい再生事業に補助金約6億6,000万円見込んでいますところではありますが、この補助金は病院と商店街の連携構築が必要なことから、この背景にも沿うものであり、パワーアップに要するシステム構築費として滝川情報事業協同組合に対し1,911万円を補助し、滝川市立病院に対しては650万円を繰り出したいとするものでございます。

続きまして、畜産試験場跡地再利用計画策定事業765万1,000円でございます。懸案事項である畜産試験場の跡地再利用計画について、無限の可能性を秘めた広大な敷地をより有効的に活用するため、将来展望を含め、地域としての提案型の計画を策定し、道等への働きかけをしたいとするものでございます。続きまして、企業誘致強化事業93万5,000円でございます。地域で生産されている農畜産物を活用した食品関連企業を中心に企業誘致活動を実施し、企業誘致の具現化を図るため、首都圏在住者で食品関連企業とネットワークを持つ方を企業誘致アドバイザーとして任命し、情報収集や企業紹介の役割を担っていただいて、企業誘致活動を行いたいとするものでございます。

続きまして、公共施設地上デジタル放送受信障害対策事業988万円でございます。公共施設のうち市役所などの高層建築物の近隣住戸193戸に対し電波障害対策を講じてきましたが、地上デジタル放送移行に伴い、電波障害調査を実施したところ、障害が解消される住戸が123戸、障害が残る住戸が70戸という結果でありました。今回の調査により、電波障害が解消された住戸については個別にアンテナを設置するとともに、障害が残る住戸については現設備を継続、もしくは改良して使用し、それぞれに対策を図りたいとするものでございます。

続きまして、道路新設改良事業1億1,090万円でございます。平成21年度当初予算において当初予算計上分と合わせて6路線5,700万円を上乗せするなど、独自の景気浮揚対策を図ってきたところですが、さらなる経済対策の観点から、朝日町東577号線ほか4路線について改良舗装工事等を実施したいとするものでございます。

続きまして、河川緑地整備事業2,490万円でございます。文化センターや隣接する公共施設駐車場の駐車台数が少なく、文化公園などのイベントにおいても駐車場の確保が困難であり、市民からの問い合わせや相談に苦慮しておりましたが、文化センター裏手の河川敷地にあります旧交通公園跡地を約500台収容可能な駐車場に整備するとともに、他用途にも利用できるよう市民ニーズにこたえていきたいとするものでございます。

続きまして、融雪機器普及補助事業100万円でございます。この事業は、商工会議所を通じて

ご提案のあったものでありますが、市では平成7年から融雪設備設置資金の融資制度を開始し、平成11年に制度を終了したところですが、融雪機器の普及は一過性のもではなく、普及によって市道除雪経費の軽減にもつながるなど経済効果が期待される事業であると考えているところがございます。したがって、このたびの交付金の活用だけにとどまらず、平成25年3月31日まで継続して実施したく、制度内容といたしましては融雪機器1台設置につき上限10万円を設定し、初年度は年度途中でありますことから10件、100万円を見込み予算を計上したいとすることとさせていただきます。

続きまして、学校情報通信技術環境整備事業1億3,615万3,000円でございます。事業内容としましては、小中学校地上デジタルテレビ購入費4,721万5,000円、電子黒板購入費873万4,000円、校務用パソコン購入費5,104万5,000円、教育用パソコン購入費1,498万2,000円、小中学校LAN整備工事費1,417万7,000円でございます。小中学校地上デジタルテレビ購入費につきましては、文部科学省が推進するスクール・ニューディール構想に基づき学校ICT環境の整備を図るため、地上デジタル放送対応のテレビを市内全小中学校に163台整備するもので、アナログ放送終了に伴う整備だけにとどまらず、パソコンとの接続による動画や写真、教職員の自作教材の放映、DVD教材など有効活用が図られ、事業内容などが大きく前進していくことが期待されるもので、総事業費のうち2分の1が学校情報通信技術環境整備事業補助金として措置される予定であることから、補助制度も活用しながら整備していきたいとすることとさせていただきます。電子黒板購入費につきましては、同様にスクール・ニューディール構想に基づき市内小中学校に各1台整備するもので、視覚に訴えるわかりやすい授業の展開で児童生徒に学習のねらいをつかませることや電子黒板を操作させることで授業に参加し、積極性が生まれるなどの利点があり、個別指導の効果が向上することなどが期待されるもので、同様の補助制度も活用しながら整備していきたいとすることとさせていただきます。校務用パソコン購入費につきましては、同様にスクール・ニューディール構想に基づき、市内小中学校及び滝川西高校に314台整備するもので、これまで各学校の校務で使用しているパソコンのほとんどが教職員の個人所有物であることから、同様の補助制度も活用し、校務用のパソコンを整備していきたいとすることとさせていただきます。教育用パソコン購入費につきましては、同様にスクール・ニューディール構想に基づき市内小中学校に88台整備するもので、地上デジタル放送対応テレビとの一体的な整備により各教科の授業で教材の効果的活用が進み、学習効果も高まることから、同様の補助制度も活用し、パソコンを整備したいとすることとさせていただきます。小中学校LAN整備工事費につきましては、同様にスクール・ニューディール構想に基づき市内小中学校5校で校内LANの整備を図りたいとすることとさせていただきます。すべての授業でインターネットの活用が可能となることや教職員間の情報共有により教材の水準が向上することなど、児童生徒の興味関心を高め、集中力が増すことにより効果的な授業の展開が期待できるものであり、この校内LAN整備によってデジタルテレビ、電子黒板、校務用パソコン、教育用パソコンの一体的な利用が可能となるため、同様の補助制度も活用し、整備したいとすることとさせていただきます。

4款1項3目保健センター費、補正額945万円の増額につきましては、女性特有のがん検診推

進事業に要する経費の補正でございます。女性特有のがん検診推進事業に要する経費につきましては、厚生労働省は各都道府県に対し、がんによる死亡者数を減少させるためにはがん検診の受診率を向上させ、早期発見に努めることが重要であり、特に女性特有のがんについては検診受診率が低いことから、経済危機対策における未来への投資につながる子育て支援の一環として平成21年度補正予算に計上されたことを通知いたしました。これを受けて、市町村は早急に、厚生労働省が定めた平成21年度女性特有のがん検診推進事業実施要綱に基づき、特定の年齢に達した女性に対して子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳の発行並びに検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を作成、送付し、対応を図るよう指示されたところであり、事業費の全額が感染症予防事業費等国庫補助金にて措置される予定となっているところであります。支給対象となるのは、平成21年4月1日から市町村が行うがん検診が対象で、子宮頸がん検診は20歳から40歳まで5歳刻みとし、対象者は約1,200名、乳がん検診は40歳から60歳まで5歳刻みとし、対象者は1,600名となっており、9月1日から実施したいとするものでございます。なお、平成21年4月1日から9月1日までの期間において市町村が行うがん検診を自費で受診された方については、遡及適用にて対応したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。4款1項5目環境衛生費、補正額581万7,000円の増額につきましては、環境にやさしいまちづくりに要する経費の補正でございます。環境にやさしいまちづくりに要する経費につきましては、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、通称NEDOと言われている機構であります。通称NEDOの平成21年度地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業補助金の採択を受けて事業費の全額を支援いただき、滝川市の省エネルギーの推進施策等に関する検討を行うとともに、法令で定められている温室効果ガス削減に係る計画の策定に取り組むため、補正したいとするものでございます。

7款1項1目商工業振興費、補正額840万円の増額につきましては、中心市街地活性化対策事業に要する経費840万円の増額の補正でございます。中心市街地活性化対策事業に要する経費につきましては、平成18年度より人口減少が著しく、空洞化が進む中心市街地重点地区において共同住宅の建設に対する補助制度として実施をしてきましたが、今回補助対象区域を中心市街地活性化基本計画区域まで拡大し、街なか居住の推進を図るとともに、地元建設業の活性化を図るため、市内に事業所を置く建設業者の施工に限定をするものでございます。拡大した区域については、共同住宅を新築した場合に限り、戸当たり70万円を上限に補助するため、補正したいとするものであり、事業費のうち45パーセントが地域住宅交付金で措置され、初年度は12戸の建設に対する補助を見込んでいるところでございます。また、本事業につきましては、次にご説明いたします住宅施策推進に要する経費とあわせ、経済対策の継続性を重視し、平成25年3月31日まで実施していきたいとするものでございます。

8款5項1目住宅管理費、補正額4,125万4,000円の増額につきましては、住宅施策推進に要する経費3,566万1,000円の増額、公営住宅事業特別会計繰出金559万3,000円の増額の補正でございます。住宅施策推進に要する経費につきましては、議案第4号に関連いたしますが、住宅の長寿命化を目的に耐震、バリアフリー、断熱及び耐久性向上による改修工事費

が100万円以上のものについて、市内に事業所を置く建設業者の施工に限定し、世帯の総所得が前年所得580万円以下で自己の居住の用に供する自己所有住宅の改修を行った場合には、市内全域を対象に改修費の10パーセント、50万円を上限に補助し、中心市街地活性化基本計画区域内にある同住宅の改修、もしくは市内全域で18歳未満のお子様がおられる子育て世帯につきましては改修費の12パーセント、上限額を70万円に引き上げて補助する制度の創設に伴い、補正したいとするものであり、事業費のうち45パーセントが地域住宅交付金で措置され、初年度は150件を見込んでいます。なお、本事業における申請受け付け、審査、完了検査等の業務については、先ほどご説明いたしました中心市街地活性化基本計画区域内の共同住宅新築に対する補助事業とあわせ、積極的に民間活力を活用し、事業波及効果、職業訓練効果を高めるため、中空知地域職業訓練センターに業務委託したいとするものであり、実施時期等については先ほどと同様に進めたいとするものでございます。公営住宅事業特別会計繰出金につきましては、国の平成21年度第1次補正予算に計上された地域住宅交付金に関連し、公営住宅の長寿命化を促進するため、地域住宅計画に追加要望し、このたび採択されましたことから、事業費の45パーセントを地域住宅交付金に求め、公営住宅滝の川団地及び新興団地の屋根改修工事を実施したく、事業費1,130万円のうち国庫補助金等を差し引いた559万3,000円を公営住宅事業特別会計へ繰り出したいとするものでございます。

10款7項2目美術自然史館費、補正額100万円の増額につきましては、企画展に要する経費60万7,000円の増額、普及事業に要する経費39万3,000円の増額の補正でございます。企画展に要する経費につきましては、北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業に採択されたことに伴い、当初予算において措置した123万9,000円にこのたび支援をいただいた100万円の中から60万7,000円を上乗せし、アートinたきかわ事業として鮫島惇一郎・植物画展「北ぐにの花暦」や北海道版画協会50周年記念、北の大地の創造者たち展、コレクション展「か・た・ち」などの企画展をより一層充実させるための図録やポスター等の作成を行うため、補正したいとするものでございます。普及事業に要する経費につきましては、同様に当初予算において措置した55万4,000円にこのたび支援いただいた100万円の中から39万3,000円を上乗せし、人材育成を目指すミュージアムdeお気楽アートや講演会、ワークショップ等をより一層発展させていくため、補正したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。12款2項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額1,400万円の増額につきましては、過誤納還付金及び還付加算金1,400万円の増額の補正でございます。過誤納還付金及び還付加算金については、金融保険業を中心とした業績悪化に伴い、予定納税していた法人市民税の還付金が当初予算で予測していた還付金を大きく上回る見込みとなったため、補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計で4億6,280万9,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き願います。15款2項6目総務費交付金2億432万3,000円の増、15款2項7目総務費補助金6,480万9,000円の増、15款2項8目土木費交付金1,865万1,000円の増、15款2項10

目衛生費補助金945万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金1億5,775万9,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

21款5項3目雑入781万7,000円の増は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で4億6,280万9,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げます、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長 建設部長。

○建設部長 続きまして、議案第4号 滝川市住宅改修の促進に関する条例の制定についてご説明いたします。

本条例につきましては、平成20年度に策定した滝川市住生活基本計画並びに平成19年度に策定した滝川市耐震改修促進計画において検討を進めてまいりました住宅施策について、個人の住宅改修を支援する制度として設置することを提案するものであります。

趣旨といたしましては、だれもが安心して暮らせる住宅を確保し、社会資産となるつながれる住宅づくりを推進するためのものであります。その中で、特にゆとりある住環境が必要となる子育て世帯に対してと中心市街地活性化に寄与する街なか居住の推進に対しましては、手厚く支援する内容となっております。また、新築住宅の着工戸数は平成10年ころから大きく減少を続けており、本条例に基づく住宅施策の展開により住宅産業の振興、そして地域経済の活性化に寄与してまいりたいと考えております。

条例の内容といたしましては、住宅改修に対する補助金交付に関する事項として、補助金の交付対象者、対象工事、交付額、手続等について定めております。

第2条におきましては、本条例で対象となる改修工事、市内建設業者を規定しております。補助対象となる改修工事は、住宅の安全性、耐久性能、居住性を向上させるものとして、規則で耐震、省エネ、バリアフリー、耐久性向上に係る基準を設けております。また、市内建設業者とは、建設業法の許可を受けている市内に本社を持つ法人及び個人の建設業者とします。

第4条におきましては、補助金の対象者を滝川市民あるいはこれから住宅を取得して滝川に住もうとする方、自己の住宅を改修しようとする者と規定し、世帯の年間所得が580万円以下で市税の滞納がない者と制限を設けております。

第5条においては、対象となる改修工事を100万円以上の工事費であることとし、昭和56年5月31日以前に確認を受けて建築された住宅につきましては、耐震診断を義務づけております。

第6条におきましては、補助額を該当改修工事に要する費用として算定された金額に100分の10を乗じて得た額とし、補助金の上限額を50万円と規定しております。ただし、18歳未満の子供が居住する住宅及び中心市街地地区域にある住宅の改修工事の場合は、算定された金額に100分の12を乗じて得た額と上限額を70万円と規定しております。

第7条以降につきましては、手続を規定するものであります。

以上、この条例の施行日を平成21年8月11日とし、議決いただきましたら市民PR並びに住宅業界への広報、内容説明に努めてまいります。

条例の適用につきましては、期限を平成25年3月31日までと設定しております。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、ただいま上程されました議案第1号につきまして質疑をしたいと思っております。

議案書の8ページ、9ページ、地域活性化・経済危機対策事業費の中の河川緑地整備事業2、490万円のうちの2,000万円、いわゆる河川敷駐車場について、その部分につきまして質疑をしたいと思います。文化センターの駐車場としたいと、こういうことですが、次の4点につきまして質疑をしたいと思います。まず、1点目は冬の除雪、2点目、夜間の明かり、照明、3点目は堤防の入り口門の開閉の問題、それから先ほど副市長は一応500台というようなことを言っておりましたが、500台の不足している根拠、この4点につきましてご質疑をしたいと思っております。

まず、冬の除雪でございますが、何せあの堤防を越えての、冬除雪するほうも大変でしょうが、とめて堤防を越えてくるのも大変であります。いずれにしても、冬は余り利用価値がないのではないかと思いますのでございますが、その除雪を毎日やるのか、これまた大変でないかと思うのですが、聞くところによると何かイベントとか、その主催者がやりなさいというような方針だそうですが、その辺の確認をしたいと思っております。

2点目の夜間照明でございますが、これも夜間の照明を設置するのではなくて、それぞれのイベントの業者や主催者が投光器を持ってきて照らしてくださいとのことですが、これでは主催者などは大変ですし、そんなもの持っていないというようなことでもって夜間やるときは、これは事実上無理ではないかなと思うのですが、そういう照明問題でございます。

3点目の堤防の入り口門の開閉でございますが、これもかぎだけをイベントの業者や主催者に預けて、あなた方が管理しなさい、終わったらかぎを戻しなさいというようなことなのだそうです。こういふようなことでは、それぞれの業者や主催者が結果的には今の3点などでは負担が大きくて、いや、とてもそこは利用しませんというようなことでは一体どうなるのかということです。したがって、使う人には必ずこの3点について義務づけをするのかどうか、この点につきまして、この3点はお答えをいただきたいと思っております。

それから、予定の台数の副市長の500台、この根拠。今までにどんな行事で500台程度が不足したとか、そういう根拠についてお答えをいただきたいと思っております。

結果的には、夏の昼の大イベントであれば、これは何ら問題ないかもしれませんが、以上の問題は季節、特に冬、それから夜、こういうことになると極めて問題が大きくなるのではないかなと、こういうふうに思いますし、先ほど申し上げました主催者やイベントの業者の負担がえらい大変になってくるのではないかと思うのですが、以上の4点をお答えいただきたいと思っております。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 ただいまの質疑の1点から3点まで、まずご説明申し上げます。

まず1点目、冬の除雪の関係ですが、原則的には河川緑地につきましては冬の駐車場を毎日除雪

という考え方はございません。イベント等の主催の状況によって使われることとなると思います。そのときに、いろいろさまざま考えられますが、例えば文化センターの駐車場を排雪をして、除雪をして確保するといった場合とほかのところに圧雪をして駐車場を確保するようなケースも考えますと、河川敷地に今計画しておりますのは舗装をして整備をするということですし、雪が堆積してもそのままにして、雪解けを待たばいいという状況になりますので、負担的には運搬排雪等から比べますと非常に安くできるものと思います。

続きましては、夜間照明につきましても、これも基本的には主催者との協議によると思いますが、私どもの経験からいきまして、大きなイベントで使った経験があるのですが、工事用の車載されたあんどん型の大きな照明器具というのがリースで1日3万円以下程度だったと思うのですが、借りられます。相当の広さの明かりの確保といったことにはなりますが、それも基本的には主催者側と利用者側との協議によって行われるものと思います。

続きまして、門の開閉につきましては、石建の河川敷の管理上、あそこは通常は門が閉まっております。これにつきましても、主催者側とよく協議をしながら、どういったかぎの管理をするべきかということとその都度協議をしながらお貸しをするといったことにならうかと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 渡辺議員から質疑ありました。駐車場の500台の不足の根拠についてご質疑いただきました。現在文化センターについては、210台の駐車場を用意してございます。文化センターの大ホールは1,100人収容のホールでございまして、年間幾つか駐車場が足りないということは私どもも承知しております。これらについては、主催者の方をお願いをして駐車場の確保をお願いしているというのが現状でございます。平成19年度ベースでいいますと、例えば500人を超えるような、そういう催し物が33件ございました。平成21年は41件、ふえております。積極的な取り組みが功を奏して文化センターの利用はふえておりますが、そうした中でこの駐車場をどうするかというのは大きな課題です。現状の中で例えば路上駐車等があって交通安全上問題があるということも私どもも認識をしております。具体的に何台が足りないかということは、私どももどう考えるかというのは大変難しい課題なのですが、現状の中で、210台の中で駐車場が足りないということは事実としてあると、そういうことを考えております。

以上です。

(「21年と言った」と言う声あり)

○教育部次長 大変失礼しました。今文言を間違えました。平成19年が33、平成20年が41件ということでございます。失礼しました。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、再質疑をしたいと思っております。

特に冬の除雪です。これは、極めて大きな問題で、イベントの業者、主催者の身になれば、先にやられた主催者の方々はそれまでの雪を、何十万円か何百万円かかるかわからないわけですが、それですぐ後にやる主催者のほうはもうほとんど除雪されて、ああ、これはよかったなど、そういう

極めて問題が出てくるのではないかと。したがって、先の主催者、イベントの業者は何十万円も何百万円もかかってひどい、こういうようなこと、もう使わないぞと、こんなことになっては大変であります。そういう不公平問題は、これはいつまでも残るのでないかと思うのです。そういう意味で、冬の除雪は極めて問題が多い。事実上これはやっぱり使われたいのではないかと、こういうふうに思いますので、ここを再答弁をお願いしたいと思います。

それから、最後の台数のところの教育委員会のほうですが、統計的にもわかりましたが、それでは昨年の4月の22日の市民の大会で、大変多かったわけですが、あのときの様子などは一体どんな苦情とかそういうものがあつたかというようなことで、ちょっとお答えをいただきたいと思えます。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 冬の除雪の問題でございますが、大きなイベントが毎週連続的に、毎日というか、連続的に行われることは、もしそういうふうになれば本当に喜ばしいことと逆に思いますが、連続性がないときには当然次の雪が降りますので、また埋まってしまうということになるかと思えます。ただし、何十万円、何百万円というお話がございますが、あそこの除雪をして例えば100台ほどの確保をしなければならぬとしたときには、大型の重機1台で雪をはねるだけで済みますので、数時間あれば作業的には可能でございます。

以上です。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 ご質疑いただきました4月の関係ですが、生活保護費に関する市民説明会のことだと思いますが、これは950人の方がご参加をいただきました。私ども市教委のほうには、駐車場問題についての苦情が寄せられているということはありません。

以上です。

○議長 長 副市長。

○副市長 必要駐車台数ということで、非常に難しいことでもあります。例えば駐車場整備地区という指定があると附置義務台数というのが大前提で、算出根拠とか全部あります。それから、大規模小売店舗立地促進法ですか、そこでは大型店はこういう必要台数を設置しなさいとあります。ホールの席数と、それから駐車場台数の理想形態はどうあるべきかということも含めて、我々予算編成の審査機関としてチェックもいたしました。例えば交通状況が整っているところ、そういうところであるとかは非常に関連要因がいっぱいあります。それによって台数も違ってきますが、平均に言われていることは、例えば関東地区、東京だと40席に1台、それから神奈川県では30席に1台、現実です。それから、茨城、栃木、群馬の北関東3県では、約5から7席に1台と。私ども北海道の今の地理的要件、交通条件を考えると2から3席に1台というのが理想形態だと思っています。それから審査していった中では、新しいところが約480台、それから現実に210台あって、それでいきますと合計590台、すると1.86席に1台の割合になるということで、我々の審査のほうとしては台数の把握としては必要台数に近いのではないかと、そういう認識をしております。

(「690台。答弁間違っている」と言う声あり)

○副市長 690台です。ごめんなさい。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、質疑を以上で終わりますが、今の答弁を次の修正案等の中でそれぞれ生かしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、議案第1号の渡辺精郎議員が行った質疑と同じ款、項についての質疑でございます。

整備の必要性について、土木課よりは4点示されていまして。その中に、今回の説明でも言われましたように文化センターでの駐車不足ということになっていて、渡辺精郎議員が今質疑を行いました。駐車不足台数については明確なお答えがなかったというふうに思っています。そこですけれども、整備されようとしている現地を見てきました。既にその現地の中には舗装がされている部分があります。その舗装されている部分だけでも私は100台を超える駐車は十分可能であるというふうに見てきましたが、まずこうした現状の認識についての見解を求めたいと思います。また、この舗装されているところへ駐車をした場合に、駐車可能な台数は何台になるのかについても伺いたいと思います。

次ですが、まず2,000万円をかけて交通公園への駐車場整備をする前に、検討しなければならない駐車場の確保ということがあったのではないかと。1つは、近隣の民間駐車場を借りるという手があるのではないかと。これは、民間ですから、交渉してみなければ貸すか貸さないかというのはいわかりません。この間のジギスカン祭りでは、近隣の建設業者の駐車場を借りたということもあったわけですので、そうした方法があるのではないかと。あるいは、図書館裏の読書広場を活用するというのも可能でないかというふうに考えます。こうしたことを検討するのが新しいところへの駐車場整備より先決だというふうに考えますが、見解を伺いたいと思います。

それと、先ほど副市長が述べました必要台数、ホールの席数と駐車台数についてですが、いろいろな地区のことについて言われました。それで、滝川の場合は2から3席に1台が必要だと、この根拠です。2から3席に1台ということになると2人で1台ということが、現実的にそれほどの車が来て、1,000人規模で600台も700台も来て、500台もの駐車場が不足していたという話を私は聞いたことがありません。だから、2から3席に1台が必要だという根拠がどこから示されたのかについてお聞きしたい。今まで聞いているのは、100台程度の不足だったのではないかと。というふうに私は認識していますので、その辺についても改めて伺いたいと思います。

○議長 建設部長。

○建設部長 まず、既存の舗装道路を使つての駐車場ということでございますが、現実には何台とまるかということ調査したことはございませんが、先ほど議員さん言われたとおり100台程度はとまれるのではないかと。いうふうには思います。ただ、もともと旧自動車学校の跡ということで、コース的になっています。そして、利便性だとか安全性だとか、そういったものがちょっと不安があるのかなという思いもあります。それと、これは駐車場ということになっておりますけれども、い

ろんな部分での広い広場としての利用も含めて考えておりますので、そういったイベントが今後いろんな主催者の中で考えられていくものと願っておりますことから、そういった整備が必要と思っております。また、民間駐車場といったことで、例えばジンギスカン王国等で使われておりました。状況を聞きますと、前は土日やっていたのですが、土曜日の借り上げというのは非常に難しいということで日曜日に限定された借り上げと聞いておりますし、また今後はその民間もどんな状態になるかわかりません。そういったことから、駐車場の確保は必要なものというふうに認識しております。

以上です。

○議長 副市長。

○副市長 どこから積算したのかということでもあります。これは、基礎的に国が規則をつくっているとか、そういうのはありません。満足度の問題なので、つまりこういうことがあるのが理想形態ですよというデータでもありますことから、法的に決まっているわけではありません。ただ、日本建築学会の大会において発表されたことを含めて、既存の日本国内におけるデータとホールと駐車場の台数の因果関係はこうあるべきでないだろうかという研究成果の発表から、私どもとしてはチェックをした中で、先ほど690台、1.8と申し上げましたが、1.6になります。1.6席に1台の割合でということでもあります。それぞれ地区によって車の所有台数、これは北海道は東北よりも車の所有台数は多いわけですし、1世帯に1台というよりも1世帯に複数台あるという状況も含めて考えていったり、いろんな因子を考えていくと先ほどの2席に1台というのが理想形態の中で必要な台数と判断するというに至ったということで、チェックのほうはそうしたということでございます。では、最終的に400だからどうだ、400は絶対に間違いないのかだとか、そういう根拠も含めての絶対値はありません。それなりに対応するということはあるでしょう。ただ、近隣の状態、例えば空知自動車学校を含めて、近隣の人も市内の全体のイベントをするときは協力するけれども、実態は困っているというような声が建設部に寄せられているのも事実であります。

○議長 教育部次長。

○教育部次長 近くの駐車場の利用ということでご質疑をいただきました。読書広場、これは読書広場として使っておりますので、駐車場として云々ということは今の時点はありません。あそこは草地ですから、子供たちが本を読む場として使っていただきたい。それから、周りも少し民間活用したらどうかということなのですが、これは文化センターの事業で、例えばツタヤさんの駐車場80台とありますけれども、そこを日常的に貸してくれなんていうことを私どもがお願いするとか、そういう考えではないというふうに私個人は考えております。

以上です。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 まず、現状の交通公園の中でも100台以上はとめられるということが建設部長の答弁ではっきりしました。だからこそ、何回か貸しているのだというふうに思っています。黒柳徹子さんの講演あったときも、ここを開放したはずなのです。私は時間ぎりぎりに行きましたけれども、そこでなくても駐車可能だったわけです。そういうことを考えると、先ほど副市長が答弁した

1. 6席に1台必要だなんていうことは、滝川のこの中で、文化センターの今までの利用の状況の中で到底考えられない。だから、2席に1台としても550台ですよ。既存210台あるとすれば、350台ですよ。それを480台整備しようとしているわけです。だから、そういう実態から見ても480台もの整備をするというのは無駄以外の何物でもないのかなというふうに思っています。

それで、広場としての利用があるのだということについては、違う議員が質疑しますので、これについて私の再質疑は避けますけれども、利便性、安全性の不安があると。でも、実際には利便性、安全性の不安があっても活用してきたわけですよ、何度か。ということは、利便性、安全性への不安を取り除けば100台以上十分にとめれる可能性があると、利便性、安全性の不安を取り除くためには一定の一方通行にするとか、駐車場の白線を引くとか、いろんな対応は必要なのだと思いますが、それはそれなりの金額はかかると思いますが、そうしたことを行えばこれまでの文化センターで不足したという駐車場の確保、駐車台数の確保は可能だというふうに私は考えますが、これについて改めて見解を伺いたいというふうに思います。

それと、いろんな状況を判断しての整備されようとしている台数からいけば、1. 6席に1台という、こういった駐車場を確保しているようなところ、どこかのホールでこういった駐車場を確保しているホールがありますよというところの例があれば伺いたいというふうに思います。

以上です。

○議長 建設部長。

○建設部長 ただいま例に挙げられました6月に開催されました黒柳さんのイベントのときにお話をごぞいまして、河川敷地のほうをお貸しするというので対応してまいりました。通常あその場所、今までも何回かはお貸しをして駐車場として利用していただいておりますが、そこにつきましては草の部分、草地の部分がずらっと並べれるので、そういったところを利用していただいております。現実はそのときに私見たかと言われますと見ていないので、はっきり申し上げられませんがそこを利用していただいているということで、当然雨だとか天候によっては非常にぬかるんだ状態になるといったことは考えられますけれども、主催者側につきましてはそこを利用していただきたいといったことで対応いたしておりました。

○議長 教育部次長。

○教育部次長 ホールと駐車場の関係、大変難しい問題です。これは、交通体系と絡みます。札幌市のキタラ等は駐車場を用意しておりません。なしです。それは、地下鉄等々の交通機関があるからということだと思います。私どものホールとしては、社会資本として駐車場はあったほうがいい、そのほうが利用者は便利ですから。ただ、何台をもってするかということは、先ほど副市長からも言ったように研究対象といたしますか、何をもってどうするかということは大変難しい問題だと思います。例えば空知管内でいいますと、岩見沢の市民会館、これは1, 100を超える大きなホールもありますし、500席の中ホールもあるのですが、ホールとしての駐車場はそんなにたくさん持っているわけではありません。それは、街なかにあるとかいろんな条件の中でそういう駐車場の整備ということがあろうかと思えます。これは、ホール等の駐車場を滝川はどうするかと、どういう考えを持つかということだろうと考えております。

以上です。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 まず、1点目ですが、今までは草地の部分も利用していたと、それで100台とまった。先ほどは、アスファルトの部分だけで100台以上ありますと言ったのです。だから、草地の部分もアスファルトの部分も利用すると200台以上とめれるのです。そういうことだと思うのです、答弁は。まず、そこを確認したい。雨であれば、ぬかる。私も草地の部分に置いたらいいというふうには言っていません。草地に入るには縁石を越えなければならないとかということがあるようなので、アスファルトの部分だけで100台とめれるとさっき言ったわけですから、その安全管理をし、また草地もとめれるということであれば、今言われたように何でつくる必要があるのだということになってくるのだと思うのですが、改めて草地も利用できる、アスファルトも現状として利用できると、そういうことであれば200台を超える駐車は可能だというふうに、現状でも可能だということを確認していいのかどうか、ご答弁いただきたいと思います。

それと、今ホールと駐車台数の確保については研究課題だと。だからこそ急ぐ必要ないのです。滝川の現状のところを使わせて、一体滝川のイベントで何台の駐車台数が不足しているのかということを経済統計でとるほうが先なのではないですか。その上で、今480台もするよりも、そういうような中で今200台以上は多分とめれるところがあるわけです。そういうところでも、なおかつ本当に不足するのかと。そういうことをして、そういう状況を判断した上で、本当に必要かどうかというのは、優先度があるのかどうかというのは検討すべきではないのでしょうか。その辺の見解も伺いたいと思います。

○議長 副市長。

○副市長 基本的に駐車台数がどうであってとか検討することが次の展開にあるのではないかと。我々は、検討して問題点が出てきたので、問題点を解決したいがためにこういうことでここに駐車場を整備したいということで提案しているので、この辺はご理解いただきたいと思います。

○議長 建設部長。

○建設部長 まず、草地の部分に100台とめれるかどうかというのは、はっきり台数を確認されているわけではございません。先ほどのコースにつきましても、議員さんの言っているとおり100台程度とめれるのかなと、これも確認しているわけではございませんし、まず草地につきましてもやはり好ましい状況ではありません。同じところを車が通りますと天気のいいときでも掘れたり、いろんなことがありますので、好ましい状況ではないのですが、主催者側から駐車場の依頼といいますか、悩みを相談されますと、使ってもいいですよといったことで許可をしておりますが、好ましいとは考えておりません。それと、コース上ということになりますと、そこを誘導する人たちもかなり人を用意しないと危険性なんかがあると思いますので、あの状況の中で使える範囲はいいとしても、好ましい状況ではないというふうに考えております。

○議長 教育部次長。

○教育部次長 文化センターの必要な台数、駐車場をどうするかということのご質問をいただきました。これは、平成20年ベースで41件、駐車場が満杯になってくるということがありました。

そのうちの11件は、本当に駐車場が足りないと、相当あふれてしまったということがあります。文化センターの駐車場は、大ホールだけではなくて、例えば小ホール、これは300人規模の集会ができます。それから、会議室もございます。それと、美術自然史館等の利用、年間2万人の方に利用していただいているのですが、その駐車場としても文化ゾーンの駐車場を使っております。それらのものは、具体的な数字は今ここで持っておりませんが、やはり駐車場の確保ということは大事なことだというふうに認識しております。

以上です。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 答弁の中で運用の問題なのですが、先ほど新しい駐車場をもしつくれた場合に駐車場の利用料を主催者に支払いをしてもらうというふうに聞こえたのですが、実際に施設は委託しているわけなのですが、主催者から今までの駐車場はそういうものを取っていないわけですね。今までの駐車場は、何かイベントするときにお金かかりますよということで取っていないものを今度新しい駐車場に関しては、そこだけは主催者側からいただくというふうに受け取ったのですが、それだとちょっと整合性が合わないでしょうし、恐らく大きなイベントが来たときに奥の駐車場を使いますかということで、いや、お金がかかるのなら使いませんというふうになってしまうので、そういうことでその辺施設管理のところとすり合わせをしているのかというのがとても心配なのです。どうも答弁が先ほどから空回りしているように聞こえるのですが、先ほど河野次長が言ったように、あそこは文化センターだけのものというふうには私は思っていないのです。文化公園があつて、いろんなものがあつて、この間もジギスカン王国ありましたけれども、そういうところのイベントで使うときに、もっともっとあそこを文化ゾーンとして滝川市が考えてこういうことを提案したのではないかというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 議員さんのおっしゃるとおり、あそこは文化センターの駐車場ということではなく、あそこのゾーンとしていろんなイベントに使っていただくと、駐車場とともにいろんなイベントにも使えるといったイメージで提案をさせていただいております。もちろん駐車料金とか駐車場の負担金を払えということではございません。例えば駐車のためのガードマンとか、そういったものは当然主催者側がやられるものとは思いますが、それと同じように、例えば夜間になりますと照明が必要といったときには照明を用意しなければならないというようなことで、いろんなことでは協議をさせていただきたいというふうに思いますが、そういったこと……

(何事か言う声あり)

○建設部長 いろんな部分で……

(何事か言う声あり)

○議長 長 自席からは発言をしないように。

○建設部長 まいりますので、そのときにいろいろなこういったアドバイス等はできるものと思っております。

(「設置者の責任だよ」と言う声あり)

(「全体が崩れるんだというの」と言う声あり)

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 文化ゾーンの取り組みといいたいでしょうか、イメージアップといいたいでしょうか、魅力増について私ども教育委員会としても取り組んでおります。例えばNPO法人たきかわホールも自主事業で魅力的なプログラムをやっていただいて、それから美術自然史館も特別展をやって集客を図ろうと。それから、ことしも美術館、文化センター、図書館、こども科学館共同して子供のためのアートプロジェクトをやろうということで、そういう事業に取り組んでおります。我々としては、文化ゾーンをより魅力あるものにしたい。そのためのいろんな条件整備はさらに進めていきたいと思っておりますので、そういう考えでおります。

以上です。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 文化ゾーンということで、本来の提案に戻ったのだらうとは思っておりますけれども、そうすると例えばジギスカン王国に来たら駐車場代取るのかということになりますから、文化センターだけの駐車場ということにはならないので、運営に関してはこれからもっと詰めてやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 長 副市長。

○副市長 運営に関しては、前段私どもで補正予算の内容を説明したように全体的なゾーンの中で形成されていることですから、私どもが設置するということでもありますから、運営管理については予算が通過後きちっとした公平性含めて設置者とも十分、利用者というか、それぞれ担っていただいている指定管理者もいるわけですから、双方協議の中で公平性含めて、バランスを含めて、設置者の義務等も勘案しながら詰めていきたいと思っています。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 私からも議案第1号についてお伺いしたいというふうに思います。

先ほどの質疑の中でのご答弁の中で、駐車場の利用についてでありますけれども、冬の除雪、夜間照明、こうしたことについて今後詰めるというような話が副市長のほうからありました。私は、とんでもないことだなというふうに思います。この議案の中でこうしたことがなされなければならないのに、今後においてやるということにおいては全く納得できるものではないというふうに思います。その中で、ちょっと伺いたいと思います。まず、渡辺議員の質疑の中で、文化センターの駐車場について冬の除雪についてでありますけれども、100台分確保するというので、数万円でできるというふうなお話が建設部長からありました。しかし、先ほどのご答弁の中では、文化センターの駐車場にたまっている雪を堆積するというので、これでは2,000万円のお金かけて雪の堆積場をつくるのかという話になってしまう問題です。そういうことではないというふうに思うのだけれども、これについてはしっかりと答弁をしていただきたいなと思います。それから、必要性についてお伺いをいたします。文化センターの所管についてでありますけれども、教育委員会が所管してございますけれども、教育委員会として文化センターの駐車場をふやすことについてこれまで予算要望したことがあるのかどうか、これについてお伺いします。

2番目でありますけれども、財政健全化と事業の優先度についてお伺いします。今年度から財政健全化を理由としまして土曜日の小中学生の施設利用料の有料化、また児童館の休館、タッグ計画において敬老パスの見直しや中央老人ホームの入浴料値上げ、児童館の見直し、サービス削減と負担増が非常に多くなってきております。また、生活密着型の公共事業発注をふやして市内業者の経営を支援すること、西公園パークゴルフ場整備、観光協会のパークゴルフ場造成の支援、駅のエレベーター設置計画づくり、35人学級、エコバレー撤退問題ですとか、また図書館移転問題の費用、当面する課題も非常に大きくなっております。施設利用についても、収支については不透明な部分も多く、一般財源は優先順位をしっかりと守って使用する、このことが今一番求められていることだというふうに思っております。そこで、お伺いいたします。市民には財政健全化に協力を求める一方で、ほとんど使用されない駐車場に2,000万円をかけることに多くの市民が疑問を表明しております。これまで要望もないなら事業の優先度は著しく低いと考えますが、お考えを伺うものです。

次に、駐車場の利用としてでありますけれども、河川敷のフリーマーケットの開催が増加する、このことを理由の一つに挙げられております。しかし、大きなフリーマーケットを行える場所については、ここに限ることではないのです。運動公園でありますとかふれ愛の里、道の駅、さらに文化公園、西公園でありますとか、選択肢としては多くあるわけであります。さらに、中心市街地の活性化を現在旗印にしているという中で、フリーマーケットを河川敷に誘致するという点では方向性としては異なるのではないかというふうに思っております。これについてのお考えを求めるものです。

最後であります、市議会では経済建設常任委員会で批判が続出しました。会派代表者会議でもすべての納得が得られているものではありません。多くの議員は、駐車場については問題だという意見を述べられる方もいらっしゃいます。これらの中で、市長は結局無修正のまま提出をいたしました。市長は、昨年4月、2億4,000万円の市民説明会で、公金イコール血税の自覚の徹底、市民全体への奉仕者としての誠実な職務の執行、慎重な予算執行体制など、市民の皆さんに信頼される市役所づくり推進プランを発表いたしました。しかし、この駐車場提案はプランの方向と逆行しているのではないかというふうに思いますが、これについてご答弁を求めるものです。

以上であります。

○議長 建設部長。

○建設部長 除雪の関係でございます。先ほどの説明は例えばということで、通常文化センターの駐車場あたりは除雪をして、堆積をしております。雪を盛っております。そういったところで駐車台数を確保するために、運搬排雪、トラックに積んで、投げて駐車場を確保するという必要性が起きた場合と、河川敷の駐車場であれば運搬排雪の必要がないので、重機1台で雪をかき分けて確保することが可能だということになると、費用的には非常に安価にできるといった説明をしたつもりでございます。

それと、フリーマーケットの状況ということで、委員会のほうでも申し上げましたけれども、かなり盛況で、昨年度も3,000人程度の利用があったということで、駐車場が足りなくて、そ

のときもいろいろな苦情等が寄せられていたといったことを聞いております。そういう中で、今度広場にしますと色々な利用展開が考えられるのではないかとしたことでのお話をしたつもりでございます。

以上です。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 文化センターの駐車場で、広げるといいますか、拡大していく方向での予算要求ということをしたことはありません。

以上です。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 財政健全化での優先度、一般財源の使途の優先度という点でのご質疑でございますけれども、今回臨時交付金という2億400万円、これをベースに市内経済団体等の要望等も踏まえながら、数多くの事業が一応俎上に上がっております。そういう中で今回の文化ゾーンの駐車場についても、いろいろ交付金要望に対する採択のポイントというのも勘案して、経済対策を含め、さらにまた市民が広くサービスを楽しむことができるかとか、また一過性ではなく将来への発展基盤につながるものであるかとか、そういう観点で採択、予算計上ということでございます。それで、この駐車場については、空知川緑地公園、さらにまた文化ゾーン全体を含めて必要と判断をし、提案しているところであります。また経済建設常任委員会での内容等の関係でございますけれども、無修正のままということでございますけれども、ただいま申し上げた観点を含めて、交付金の要望に対する採択のポイントの中に新タッグ計画に当てはまるかという点も一応入れております。そういう点では、経済対策という点では当てはまるものと考えておりますし、トータルで判断をしたということございまして、新タッグ計画に逆行しているということは考えておりません。

○議長 長 答弁は、これですべてですか。いいですか。酒井議員。

○酒井議員 教育委員会としては、拡大するということが要求したことがないというふうにご答弁されたのです。これまで要求されていないということであれば、私は必要性がなかったから要求していないのではないかなと。これまでもそうしたイベント等で困ったことがあったということでは、河川敷のかぎをあけて利用されてきたということで、そういう点でも使われてはいるわけで、現状でもとめられる部分はあるのではないかなというふうに思っております。そのことについてそういうことでよろしいのかどうか確認をしたいのが1つと、それからフリーマーケットについてでありますけれども、私が質疑したのは中心市街地活性化との絡みで、フリーマーケットを河川敷に誘致するよりもほかの選択肢もあったのではないかなというふうな形でお伺いしたのですけれども、その点についてのご答弁がなかったというふうに思いますので、改めてお伺いをします。

それから、最初の質疑のところに戻るのでございますけれども、駐車場が不足していることについて、何台分不足しているということであれば市民の方も納得する部分もあるのではないかなと思います。それから、ここにいる議員の方もそういうことであれば納得できる部分もあるのではないかなというふうに思っております。しかしながら、そういうのがなかなか示されないまま、先ほど副市長のほうから1.7人に1台の駐車場整備ということで、しかもこれについては冬、夜間については主催

者側の負担であると、それについて副市長は今後の協議の中でということでお話しされた。なかなかこのことも理解できない部分であります。一般的に考えれば、主催者側とすれば簡単に借りられて、すぐ利用できるというのがやっぱり一番求められていると思うのです。満足度ということになれば、それが一番の満足だと思うのです。それが申し込みに行ったら、駐車場が狭い部分があるので、これだけの人数が使うという形であれば別のところを、その部分を使うことも可能です。ただし、お金はこれだけかかります。そのことについては、主催者側のほうでやってくださいと言ったら、やっぱりこれは主催者側も来ないですよ。今回のことについてはともかくとしまして、今後本当に、例えば図書館移転なんかの話もありますけれども、用途がまた変わったりすることによって駐車場が近くにつくられる可能性もなきにしもあらずだと思うのです。しかし、こういう形で利用するのが困難な駐車場がつけられたら、今後本当に必要なときにつくれなくなってしまうのではないかと、僕はそのほうは懸念を持っているわけです。例えば文化公園なんかを駐車場にするという話、今は占有料があって、しかも今は緑地でありますから、公園から転換することは考えられておりませんが、そういうことも考えられる話題であります。それから、読書広場なんかも、市役所のほうに移転するということになれば、そういうことも考えられる話なのです。でも、そのときに2,000万円かけて駐車場つくったのだから、もう必要ないという形になってしまったら、かえって足かせになるかと思うのです。そういうことは全くないのでしょうか、改めて伺いするものです。

○議長 建設部長。

○建設部長 一部フリーマーケットのことにつきまして、中心市街地との絡みのお話でございました。今私申し上げましたのは、今現在くらし支援課で行っております、空知自動車学校、あそことタイアップで今やっているのですが、あそこの駐車場をフリーマーケットでの駐車場不足にといったことの話をしていただきました。かつて河川敷のほうで小規模にやっていたものが今自動車学校とタイアップしてやっていると。来場者数、出店者数が相当ふえて盛況だと、そのときに駐車場不足で非常に苦情が参っているといったことで、今後の展開が考えられるのではないかとといったことで答弁をさせていただきました。

○議長 教育部次長。

○教育部次長 教育委員会としては、必要性が低いから予算計上していないということではありません。そういうことではなくて、先ほども言いましたように大規模な催し物のときには路上駐車等の問題もあって、交通安全上の問題もあるということは認識しております。ただ、何度も言っていますように、ホールと駐車場の問題はなかなか難しい問題です。キャパの多い施設の中でどこまで駐車場を確保していくか、今文化ゾーンの中で整えた中で、滝川市は比較的広目の駐車場を持っております。その中で運用を考えて、教育委員会としてはそういう運用を考えていたと、そういうことであります。

以上です。

○議長 経済部長。

○経済部長 私のほうから中心市街地との関係についてお話をさせていただきたいというふうに思

っております。

市内でさまざまなイベント開催をされてございます。菜の花まつりあるいはジンギスカン王国、これから開催される秋のコスモス祭り、丸加高原で開催をする予定ですがけれども、こういったお客さんをいかに市内に、中心市街地に多く寄っていただける仕組みをつくっていくかということが大いに必要であるという認識に立っております。ことしの菜の花まつりにありましては、中心市街地に菜の花のプランターを置いて、来ていただけるような仕組みづくりをやっていっておりますし、そういった仕組みというのは中心市街地の方々と一緒になってつくっていく必要があるというふうに思っております。河川敷のフリーマーケットがどのような形で行われていくのかについて、詳細については理解をしていない面が大いにあるというふうに思っておりますけれども、そういった方々も中心市街地に来ていただける仕組みをつくっていく必要があるというふうに思っているところであります。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 答弁のやりとりの中で2点、ちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

まず、1点なのですが、先ほど副市長が再度答弁されて、費用の持ち方ということで答弁をされました。これまで委員会あるいは会派代表者への説明の中では、一貫して主催者との協議とか、そういうようなことを述べられてきた。結果的には、それは弾力的に考えますという含みを持たせた発言になりましたが、これまでの委員会等での説明と全く変わったという形になりますので、我々としては今までの委員会の答弁の前提でやっていますので、結局含みを持たせるような答弁ではなくて、これは市の責任として駐車場は、あるいは照明だとか必要であれば、それは負担するということではっきりお答えになるのかどうかを1点確認したいというふうに思います。

それから、今まで既存の河川敷の駐車場で何台とめられるかということがいろんな議員さんの質疑、答弁の中でやりとりがありました。一番私があればと思ったのは、100台とめられるのか120台とめられるのか、原課として確認をしていないというような発言がございました。これについては、はっきりそういうことはしていたのかしていなかったのか、そのことは我々にとっては非常に重要ですし、当然しているという前提で我々はいますので、それを確認させていただきます。

○議長 長 副市長。

○副市長 詳細にわたって、これから管理方法をどうするのかという問題を含めていろいろ、今の指定管理者含めてこれから聞いていくと先ほどお話ししましたけれども、管理体制含めてどのようなあり方にするか、要綱整備等を含めて検討させていただくことにしたいと思っております。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 既存の部分での駐車台数につきましては、私どもとしては確認をしておりませんでした。基本的には、そこを駐車場として使うということではなくて、臨時的に万やむを得ないときに利用可能といったことで対応してまいりましたので、可能台数については把握をしておりません。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 副市長の答弁に対して再度質疑させていただきますが、結局市の責任ですべてやるということになれば新たな予算措置が要るわけですが、そのときに。それが一体100万円なのか、5

00万円なのか、50万円なのか、1万円なのかで当然この判断は変わるわけで、今の答弁では、今後協議したいということでは納得できない。我々としては判断できないということをお知らせを
得ないので、それは市の責任でやるのかどうかということをお知らせを、明言できるのかどうかをお知らせいた
だきたいというふうに思います。

○議 長 副市長。

○副 市 長 市の責任の範囲も含めて考えたいと思っております。管理体制、それから主催者側の
公平感も含めて考えたいと思っております。今の段階で私が教育委員会から把握しているところは、
夏のイベント、1,000人規模とかのイベント形態と冬のイベント形態とは約8対2ぐらいの比
率だということもあるので、夏を含めて、これから冬の体制の問題もあるでしょうから、照明の問題
もあると思いますので、管理体制を含めてしっかり市の責務の範囲も含めて考えたいと思ってい
ます。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 私からは、げんきカードについて何点か質疑いたします。

1点は、げんきカードの過去5年にわたっての加盟店さんの加盟状況の推移をちょっとお聞きいた
します。

もう一点は、市民である消費者が加盟店さんの認識をしているかどうかということについて現状
お聞きいたします。

もう一点、市立病院もこのカードを利用できるような仕組みにしたいという旨で聞いております
が、このときに市立病院の負担も当然発生するわけですが、これはどれほどのものになるのかとい
う、金額的なベースで今の現状を答えられましたらお聞きいたします。

この3点をお願いします。

○議 長 病院事務部長。

○病院事務部長 市立病院の利用料の負担が実際幾らぐらいなのかということでございます。今回
協議させていただいたところでは、言うなればプリペイド機能を持たせる。それによってチャージ
した金額に応じてのポイントがつくということでございますから、これについては当然病院側とし
ての負担はしなければならないだろうというふうに考えています。ただ、あわせて事務的な手数料
というのを実際には付加して、加盟店の方が負担しているということでございますので、病院側と
しては今回の利用拡大という形で病院としても貢献をさせていただく。しかしながら、その辺の負
担については極力安くしていただきたいということで、これから具体的な交渉ということになると
ころでございます。実際に、ではどれだけになるのかというのは、実は非常に難しいところなので
す。実際に年間のカードを利用されている方々もお聞きしています。ただ、その中で実際に病院
が利用できるようになったときにはどれだけの方が利用するのかということになりますと、まず市
立病院の利用者でなければならぬわけですし、その利用した方が実際にどれだけ利用するのかとい
うことについてはなかなか推計の域を出ないということで、金額で幾らぐらいというのは正直言
ましてもたいていありません。ただ、病院経営にとってそう高くなるほどの大きなものではないとい
うふうに考えています。これは、例えばクレジットカードを利用している病院というのが一部出て

きております。例えば札幌市立病院ですとか江別市立病院ですとかございます。江別市立病院なんかも、実際のクレジットカード、これはげんきカード以上にいろんなカードの種類がありますから、利用されている方はたくさんいらっしゃるわけですが、その患者数、それと実際にクレジットカードとしての手数料の支払い額という数値等、それはお聞きしてはいますが、そういうものから推定しても、それ以上にげんきカードは先ほど言いましたように利用される方がかなり狭まってくるだろうというようなことも考えますと、そう大きな負担になって病院経営を圧迫するものではないというふうに判断したところです。ただ、逆のことを言えば、こういう利便性を向上したり、市立病院も地域に密着した病院としてこういう姿勢をいろいろ示すということがまた病院が住民の方から支持をしていただけると、こういう一環になってプラスの部分も発生するというふうに判断したところでございます。

○議長 経済部長。

○経済部長 げんきカードの関係の加盟店の推移でございます。ことしの5月末現在で加盟店については69というふうになってございます。平成8年のピーク、111店から減少してきてございます。過去5年の推移ということでありますけれども、平成15年で82、翌年が79、75、72ということで四、五件程度の減少ということになってございます。そういった中で、今げんきカードをリニューアルすることによって69店から100店の加盟店を目指していきたいというふうに考えているところであります。加盟店につきましては表示をして、消費者にもわかるような形で表示をしているところでありますし、また平成20年度の年間利用者、使っている方ですが、約1万2,000の方が利用されているといったような状況でございます。先ほども申し上げましたが、カードをリニューアルすることによってより多くの消費者の方に使っていただけるようなものにしていきたいという要望を受けまして、行政としても支援を行ってきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長 堀議員。

○堀議員 そこで、ちょっとお尋ねをしたいのですが、わずかながらずつ毎年加盟店さんが脱退されているのだと思うのですが、その一番の要因は何なのかということは当然行政としてつかんでいると思います。その質疑と、どこの企業でもというわけではないのですが、多くのビッグな企業は独自のカードを当然持って、それを販売促進に使っているわけです。当然販管費としてその経費も見ていながら活用しているというのが現状ですが、げんきカードとして、こういう販売促進のためにこのカードをアピールしていくのだと、販促に使っていくのだというようなことが具体的に予定されているのかどうかをお尋ねいたします。この2点。

○議長 答えれる範囲で。経済部長。

○経済部長 加盟店の減少の理由ということでございますけれども、大きくは例えば郊外型大型店ができたというような影響というのものもあるのだろうなというふうに思っておりますし、あるいは商店街の現状の高齢化ですとか、そういったこともあるのかなというふうに思っております。そういったことがあるからこそ、中心市街地の活性化計画をつくりまして、その中でいかに中心市街

地を活性化させていくのかという必要性を訴えながら、商店街の方とも協力しながらいろんなさまざまなイベント等を打ってきているところであります。

また、先ほどげんきカードの説明の中にございましたけれども、カード機能としまして情報の発信ですとか、リライトカードといいまして、リライトカードを使いまして個店の販促の情報や何かについてもその中でできるような形、PRできるような形をつくっていく必要があるというふうに思っておりますし、携帯との連携の中で防災ですとか、そういったところの情報発信ができるようなものということも検討されてございます。あわせて、社会貢献ということで、仮称ではございますけれども、スマイルポイントですとか、あるいはそらぷちポイント、企業貢献というのが言われている状況でありますので、そういったことも年間の発行ポイントの中から今現在検討されているところであります。そういった魅力づけあるいは取り組みの内容を市民の方々にご理解をいただきながら、このカードがより有効なものとなっていけるように行政としても支援をしたいというふうに思っております。

○議 長 堀議員。

○堀 議員 最後に1点だけ、お願いも含めて質疑させていただきますが、このカードは最終的には市民である消費者が魅力を感じなければ、何ぼソフトがよくたって活用しないわけですよね、そうですね。滝川のあるスーパーさんでは、10倍だとか、ポイントをこの期間は10倍で還元しますよなんて、還元率をよく調べてみると余り大したことないのですけれども、主婦は点数がたまることに異常な喜びを感じるのです。10倍といたら、えらい何かもうかったような気持ちになるらしいです。消費者を刺激するというか、触発するというか、そういうことを、せっかくお金使うわけですから、今後としてはいろいろな意味で加点される喜びを感じるように行政としても働きかけていかないと、僕はだんだんしぼんでしまうのではないかとということを非常に危惧しています。そういう意味で、せっかくいいカードでスタートできるのであれば、ぜひ協力してあげて、もっといいげんきカードになるようにお互いに努力していかなければならないと思いますので、答弁は結構です。よろしくをお願いします。

(何事か言う声あり)

○議 長 この会議の一番先に確認をいたしました、これは質疑でありますので、質疑で終わらせていただきたいと思います。

(「今も」と言う声あり)

○議 長 いや、今は結構ですよ。再確認いたしました。

何か答弁ございますか。副市長。

○副 市 長 堀さんがおっしゃったように、消費者がやっぱり支えだと思っております。十分私も理解していますし、これまで情報事業協同組合は私の記憶では日本で2カ所ぐらいでないかなと思っております、成功事例として経済産業省の中で褒められて、黒字化を続けているというのは。今の情報事業協同組合が全国で2例ぐらいしかない中でも大変お褒めをいただいているところであるし、それぞれ皆さん努力しています。今回も携帯電話、ポイント、電子マネーを組み合わせた滝川のバージョンをつくっていくと、これは当然消費者も加盟店も含めてどう活性化していくかとい

うことが最大のポイントだろうと思いますし、経済部含めて、私どもも情報事業協同組合に応援体制を含めてしっかり消費者に魅力が高まるような形で応援をしていきたいと思っています。

○議 長 あと質疑者何名いらっしゃいますか。何項目ぐらい。

(「2件です」と言う声あり)

○議 長 清水議員。

○清水議員 まず、1点目は、先ほど山口議員、酒井議員、荒木議員が質疑された副市長の答弁に対する問題です。副市長は、最後の答弁で市の責任範囲も含めて検討する、調整するという答弁されました。責任範囲ということは、主催者負担、つまり除雪費用や夜間照明費用、あるいは誘導要員、安全要員、そういった当初の説明では主催者負担ということで答弁されていたものを180度副市長が違う答弁をされたと、これは事実です。そういう中で、主催者が最初は負担するのだと言っていたもののすべてを市が行うのか、それともそれは何対何とか半々とか、先ほどの副市長の責任範囲ということはそういう意味なのか。要するに、全額なのか一部なのかということをお伺いします。その場合、荒木議員の言われたように幾らかかるのか、これが示されなければ、この議案を判断することが不可能だということにもなりかねないわけです。ですから、明確に幾らということでお伺いを、幾ら程度でも結構です。幾らから幾らと、そういう範囲を明確に示していただきたいと思っています。

次は、議案第4号の滝川市住宅改修の促進に関する条例についてですが、まず条例の第5条の(3)です。2ページ一番上です。(3)の4行目、当該耐震診断により必要とされた耐震改修を実施するものであることという要件がついております。そこで、昭和56年5月31日以前の住宅、これは大体何割ぐらいなのか、件数ということで聞くと大変ですから、お伺いします。

2点目は、古い建物ほどリフォームが必要なのです。それで、例えばおふろをユニットバスにする。あるいは、トイレをバリアフリーにすると。限られたお金の中でリフォームしようとする、特にお年寄りですよ、耐震改修よりもそういったほうが優先されるだろうと。そういうことでいうと、古い昭和56年以前の建物については非常にこの適用が難しいということになることを懸念するものです。そういう点でどのようにお考えなのか。

そこで、隣町の砂川では平成18年度からほぼ同じ要件で実施をしております。こういったことが障害になって、昭和56年以前の建物についてはほとんど実施されていない、利用されていないということなのか、それともこの制度のおかげで耐震改修が飛躍的に伸びたということなのか伺います。

以上です。

○議 長 清水議員の質疑を許可いたしました。1点目につきましては所管と副市長の意見が、答弁が違っておりますので、その辺を調整してもらうためにも午後からの答弁にいたしますし、今の問題につきましても同じく午後に戻します。

では、これより昼食休憩に入りますが、1時開始予定としておりますが、皆さん方には館内放送でお知らせをいたします。暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時40分

○議長 長 では、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

清水議員の質疑に対する答弁を求めます。副市長。

○副市長 180度変化という話の中での質疑でしたけれども、設置をしたい基本は変わりませんけれども、文化ゾーン、イベント内容も含めて各部の調整、設置者、主催者の区分、それからまた仮に照明灯だとしても、やはり河川の占用物件でもあることから石狩川開発建設部との調整も必要であり、そうした中で市の安全管理の面での市としての責務の範囲を含めて詰めていくことにしたいと思っております。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 耐震改修についてのご質疑でございました。

まず、昭和56年以前の住宅ということで、ちょっと資料は古くなりますが、平成15年度に総務省統計局によります調査におきまして、滝川市内の総数が1万9,000棟余り、その時点で56年以前の住宅7,930棟ということで、41パーセントという資料がございます。その後解体等いろいろございますでしょうから、数値は変わっていると思いますが、40パーセント程度かなというふうに思っております。本制度につきましては、平成15年度に出しました滝川市耐震改修促進計画に基づきまして、冒頭でも申し上げましたが、だれもが安心して暮らせる住宅を確保し、社会資本となるつながれる住宅づくりを推進することを目的として考えておりますので、56年以前につきましては耐震改修によりましてつながれる住宅としてほしいという考え方でございます。

それと、砂川市の制度につきまして調べてみました。それにつきましては、砂川市では住宅改修については耐震化の義務づけはされておられません。しかし、中古住宅の取得につきましては、耐震改修の義務づけがあるとのことでございます。

以上です。

○議長 長 再質疑ありますか。清水議員。

○清水議員 ちょっとわかりづらい答弁だったので、確認もしながら、まず1点目、確認ということでお伺いします。主催者側に負担があるということは変わらないと、つまり主催者の除雪、照明、管理、この責任がなくなることはないということはず確認をしたいと思えます。つまりお互い一部負担、責任を負うのだというようなご答弁だったのかについて伺います。

そして、2点目としては、そうなる就先ほどもでの大平部長の答弁は一体何だったのかということについてお伺いをしたいのですが、荒木議員も先ほど述べられましたが、全く話が違うと。しかも、これまで経済建設常任委員会あるいは会派代表者会議でも、いろんな負担は主催者次第なのだ、主催者が使わないと言えば全く使わないのだということで、それで我々会派協議を重ねに重ねて、修正案までつくって、ずっとやってきているわけです。それが、今回の質疑でもこの問題については、山口議員の前の議員は3人もこれに触れているわけです。それについては、負担は市だと。急に副市長が出てきて、いや、それについては調整させてくださいと。これは、一体何なのか

と。まず、市の基本方針が変わったということは、これは間違いないと思うのですが、まずこれを確認すると同時に、庁議や副市長協議、市長協議で一体何を検討してきたのかと。しかも、18日には会派代表者会議までこの問題で、主催者の負担の問題等でわざわざ開いて、それでなおかつその時点では主催者の負担でやるのだということは変わらなかったのです。一体そういった幹部の協議というのが何のためにあったのだということが今回露呈されたというふうに思うのです。そういう点で、あなた方が今やっていることというのは、滝川的全職員に対して実に模範とならない。

○議長 質疑にしてください。

○清水議員 はい。

ということではないのかなと。そういう点で、私は市民の皆様信頼される市役所づくり推進プラン、これを持ってきましたが、庁議改革、庁議までの意思決定過程の明確化、各部、各課、各グループ担当会議等の体系化、こういうものが今回全く崩れたわけです。庁議で決まっていたことが一瞬のうちに変更された、しかも重要な部分ですよ。こういう点で、あるいはさらに議論を進めと書いているのです。コミュニケーションの大切さとか外部との会話の大切さとか、組織内の会話、議論の充実、こういうことを今まで何ぼ議論を、本当に議論をやってきたのかと、幹部が、こういうことも問題になるわけです。建設部長と副市長がどれだけ議論されたのかということについても疑問です。そういう点で、今回の副市長の答弁の豹変について、推進プランとの関係も含めてどのように総括されるのか、まず副市長に伺います。

そして、こういうことを部下が、特別職の副市長を含めてこういう不一致というか、協議の不十分さというか、こういうことが露呈されたわけですが、市長はこれについて、この態度が変わった、豹変したという問題ですよ、このことについて市長はどのように総括されるのかを伺います。

そして、次は、今のご答弁では、一部か全部かということについてはまず最初に聞きましたので、今後これを通すことによって新たな負担が発生するということの場合は、それはどんな議案でもあり得ることです。しかし、今回は全く違うわけですよ。負担しないと言っていたものが負担するということになるわけだから、だからこういう議案というのは維持費あつてのハードですから、そういう点でいうと、もう議案としての体裁が崩れてしまったのでないかなと、議会あるいは市政を進める方のルールを踏み外してしまったのでないかなと。そういう点でどうなのかということ伺います。

次は、住宅改修助成ですけれども、4割の方が耐震改修しなければこの制度は使えないと、実態として耐震改修された実績については把握されていないというご答弁だったと思います。この制度について私は大賛成ですので、今後進めていく上で、結局耐震改修しなければならぬこれ以前の方々にとってほとんど使えないということが仮に起きてきた場合、制度の見直しも考えるのかどうかについて伺います。

○議長 副市長。

○副市長 主催者がなくなるのか一部なのかだとかという質疑でありますけれども、それらを含めて検討したいということで、負担は全部市がするとか主催者側がするとかということではなくて、検討させてくださいということであります。ご理解いただきたいと思っております。

推進プランの中で各所属部、その議論もしてきています。その議論が十分でなかったのかという質疑については、甘んじて受けたいと思います。

○議長 建設部長。

○建設部長 まず、耐震改修につきましては、私どもとしては耐震改修を推進していると、促進しているという観点から、この制度については耐震改修を義務づけていきたいというふうに考えておりますが、申請受け付けの際にはいろいろと相談に乗れるところに委託を考えておりまして、改修についてのご相談、または耐震診断も空知支庁等では無料で行っておりますし、そういった部分も含めていろいろとご相談しながら、この制度の中では運用していきたいというふうに思っております。

○議長 市長。

○市長 答弁が変説したというふうには思っておりません。最初の提案から、今ある駐車場と全く同じ駐車場をつくるのかということ、そうではないというご説明を申し上げてきたのだと思うのです。それが冬の除雪の問題であり、あるいは照明の問題であり、それ以外の管理の問題であると。そこにやはり主催者負担というものも求められる前提で駐車場をつくるのだというご説明をしてきた。議論の過程の中で、特に安全管理の部分についてどうなのかということについて副市長から、主催者と、それから設置者の関係をよく整理をして検討させていただきませうというふうに答弁したわけですが、したがって、それは詳細な制度設計については今後にゆだねられる部分があるというのは当然でありまして、基本のところを変説をしたという認識は全くありませんし、よく議論をした中身でもあるというふうに理解をいたしております。

○議長 清水議員。

○清水議員 副市長は、答弁が変説したからこそ甘んじて庁議というか、プランにのっとった進め方をしていないということについての指摘は甘んじて受けると言われたわけですが。ところが、同じ問題について市長は、変説しているとは考えないと。副市長と市長で答弁が明らかに分かれているというのは、まずはもう既にこの議場で管理について責任はだれの責任でやるのだということについて答弁が割れているというか、されていないのと同じというか、そういう状況にもうなってしまったということで、これはまず私は異常な事態だなというふうに思います。

そこで、市長が今変説していないと言われました。事實は、大平部長及び総務部長がいろんなところで発言されてきましたが、除雪も照明もその他管理もすべて主催者がやるのですと、主催者がやらないと言う場合はやらないのですと言ってきたのです。ところが、副市長の答弁は、一部か全部かも含めて検討すると言ったのです。つまり主催者の100パーセント負担だったものを一部か全部かも含めて検討する。だから、場合によっては全部市が負担する可能性も出てきたという答弁なのです。これが変説していないというふうに田村市長は言われた。ここで一番権限があるのは田村市長ですから、田村市長に伺います。新たにつくろうとしている駐車場の除雪、照明、そして門の開閉及び全体の安全管理、これはだれの責任で行うのか。市はこれに、お金のかかる問題とかで、あるいは人員がかかる問題で市はこれに責任、負担、かかわるのかどうか。明快にご答弁を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 まず1つ、管理の問題だけについて申し上げます。いろいろご議論が今ありましたけれども、お答えしたいこともありますけれども、管理の問題だけについて申し上げますけれども、今まであった駐車場の管理の形態とは変わるということです。利用していただく皆さん方の負担もあるということです。今までの駐車場は、除雪も、それから当然照明設備もちゃんと設置をされて、ただし車両整備等の警備要員についてはつけてくださいと、こういう条件でご利用いただいたわけです。ただ、特に冬、どれくらいの利用頻度になるかわかりません。しかし、6カ月から7カ月は除雪なしで使えるわけでありまして。新たに設置する駐車場については、全く今までの条件と同じであるという駐車場では考えていません。したがって、ご利用いただく住民の負担はあり得ると。それから、その負担の程度の問題については、今後詳細な検討をしていくということです。ただ、副市長が答弁を申し上げましたように、安全管理の責任はどこにあるのかということになれば、駐車場を設置をしている施設設置者にまずは第一義的にあるというふうに思いますから、それをどうしていくのかということについては主催者と設置者の責任ということを考えて、よく検討させていただきというふうに答弁をさせていただいたわけです。私はこういうふうに、今までと全く同じ条件のもとに同じ駐車場を設置をするという提案を申し上げているわけではありません。そういうことをご理解をいただきたいというふうに思います。行政の責任はしっかり果たす検討をしたいというふうに思います。

○議 長 先ほど質疑なしと確認をいたしました、本間議員、どうぞ。

○本間議員 質疑なしと思っていたのですけれども、ただいまの市長答弁について若干もう一度確認しておきたいというか、ありますので、質疑をさせていただきます。

先ほどの山口議員の質疑の根本的な部分というのは、仮に文化センターの利用について今までどおりの駐車場ではないのだというただいまの答弁でありましたけれども、基本的には駐車場に関する費用はいただいていないということが基本としてあります。仮に駐車場としての費用をいただくということになると、正直例えば今まで払っていないのに、では要らないわということになって、使われない可能性が非常に高くなる。そういう部分もあると。これまでも要するに駐車場が足りないかもしれないねということは常々あるわけでありまして、だけれども実際やってみると駐車場が足りたということ。部分的には路駐をしてしまっている部分もあつたりもするのですけれども、そうしたあいまいな部分が大きくありまして、主催者が申し込みをされる際に駐車場が足りないと思ってしまうわけです。思ってしまうケースが多いのです。本当は600人しか来ないのに、席があるから1,000人は来るかもしれないと思っていたというようなことがあって、多分ほとんどの場合そうした方に対して、それは裏の駐車場を用意してくださいというふうにご案内をせざるを得ないという現状があると思います。そうしたときに、あふれるかもしれないと言っているのに、例えば3万円なら3万円かかりますよ、では要りませんと言ったときに、路駐されたら困るわけです。現実としては、駐車場を用意するという責任を果たした以上は、その駐車場は使っていただかなければならないという管理者としての責任があります。だから、指定管理者の代表がこういうところでこういうふうに質疑をするのはいかがなものかと思ってやっていたのですけれども、趣旨

が伝わっていないのだなと思ってやっているわけですが、そうした場合には、そういうことになるとその駐車場の意味は何だったのだということにどうしてもなってしまうのです。ですから、今の市長のご答弁では、やはり住民、利用者に対して十分伝えることは難しいのではないかとこのように思います。

それから、もう一つは、冬についても、頻度は非常に低いのです。だけれども、こうすることによって、裏の駐車場あるのにどうして使えないのということに当然なってしまうと思います。そうしたことで、これまで以上に頻度が上がるので、費用負担は若干かかるということも想定されます。そうしたことをいずれにしても住民、利用者負担にするということは、使わないという意向が出て問題が生じてくる可能性があるということに対して、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 使われるようにまずしなくてはいけないということがあると思います。それと、もう一つは、利用料をいただくという話になれば条例改正という話になりますから、条例改正の時点でいろんな議論がおありになるのだらうというふうに思います。ただ、まず6カ月から7カ月は大きな負担なしに、今までとは違う大きな負担なしに行われるとは思いません。特に除雪の問題です。あと、照明については、どういう照明をするのかと、それでどの程度の費用がかかっていくのかというのはこれからの詰めとしてあると。私が通常の駐車場とは違うというふうに言ったのは、主催者の責任度合いが今まである駐車場よりはふえるのだと、そういう駐車場でもないよりはちゃんとあったほうがいいのではないのでしょうか。多くのイベントがあそこで行われます。警察官から随分指摘があります。そして、ここに車とまっていると、違法駐車だと、ちゃんと主催者は指導しなさいということで随分指摘があります。そのたびに主催者が飛び回っているわけであります。だから、そういうことを含めて、あその駐車場問題というのはちゃんと解決しなくてはいけない。もしあの文化ゾーンの中に、今駐車台数が何ぼの駐車場をつくるのが適切なのでしょう。最初からあの文化ゾーンができて上がることを前提として、47年につくった建物ですが、そのときの車の保有台数から考えると不足しているということは事実なのです。ただ、ご利用してくださる皆さん方は、あそこ車ないから乗り合いで行こうねという皆さん方も結構多いのではないかと。しかし、大きなイベントは、率直に言って警察の指導も毎回入る。こういうことを主催者の皆さん方にさらにご苦労をかけるのかという問題意識があります。ただ、先ほど申し上げたように管理の部分については設置者の責任ですべてやりますという種類のものではない。ここはよく、皆さん方のご議論もあったわけですから、議論を参考にしながら詳細な制度設計についてはやっていかなくてはならないと、こういう趣旨であります。

（「ご議論がないからこうなっているんだ」と言う声あり）

○議 長 本間議員。

○本間議員 駐車場が足りないということに対して何も申し上げていません。駐車場が足りないということはもう明らかに認識していますので、ですからその度合いだとか、それは催しによります。基本的にいつもぎりぎりであることも事実でありますので、それは何とか用意しなければならないという前提でお話をさせていただいています。ただ、それをしっかり利用していくためには、今後

の議論だとおっしゃっているけれども、例えば車とめるところの明るさをどうやって確保するのだと、そこに行くまでに堤防を越えていくわけです。そこに本当は、例えば文化センター側の電柱に投光器をつけるだの、やっぱり何らかの明るさの確保というのは絶対に必要になってしまうわけです。ですから、正直は、その明るさの確保に関して自分は説明を十分聞いていなかったのかもしれない。それから、経済建設常任委員会にも出ていなかったのですけれども、ただ当然明るさの確保をするための照明はつけるという認識の上に立ってこの議論に参加していたつもりなのです。けさ確認したら、その前に投光器だというよと皆さんおっしゃるものだから、投光器なのということでは確認したのです。ですから、ご議論になっていないわけです。要するに、議論になる情報になっていないのです、統一的には。2,000万円という駐車場管理費がぼおんとあって、駐車場というのは、ランニングコストをその中に入れなさいとは言いませんけれども、とりあえずはですよ。だけれども、電灯を用意するのは駐車場って当然ではないですか、暗いところに。街なかにつくる場合は、街灯があったりすると要らないと思うこともあるかもしれないけれども、それは当然だと自分は認識していたので、それに対して、例えば真ん中にしかつけないのだよといったら、では投光器も別のところにつけたほうがいいよと、ちょっと調整しなければならないなと思っていた程度のお話なのです。だから、そういう議論に実は至っていないのです。そうした中ですので、そういう話にはならないと。でき得るならば、この2,000万円の中で明るさを確保する、安全性を確保する、除雪も確保する、それから通路の明るさも確保するというような部分について、今できれば2,000万円の中で整備も含めてやるというようなご答弁をいただければ、これはよろしいのではないかというふうには思うのです。そうでなければ、そうした部分については別な補正ということにもなりかねない話ですし、当然電灯の用意がこの中に入っていないということになると、これはまさしく不十分な計画にほかならないので、やっぱり容認することはできないということになってしまうわけです。そうすると、駐車場のことが宙に浮いてしまうのです。このことは何とか解決して進みたいと思いますので、できればいい答弁をいただきたいと思いますが、その件について市長、お願いいたします。

○議長 市長。

○市長 1点目は、設置費の中に管理運営費を含めるということは、これはできない相談であります。設置費は設置費、管理運営費は管理運営費と。これは毎年かかっていくものですから、やっぱり別に考えなくてはいけない。

それと、もう一つは、これは重複いたしますけれども、照明がどうのこうのということではなくて、安全管理という側面から駐車場を設置する行政の責任と、そしてそれを利用していただく皆さん方の主催者の責任と、こういうものを考えて安全管理はしますということを先ほど来申し上げているわけでありまして。そういう方向でしっかりと制度設計をしていきたいというふうに思います。

○議長 では、これにて質疑を終結いたします。

議案第1号に対しましては、清水議員外3名からお手元に配りました修正の動議が提出されております。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。清水議員。

○清水議員 それでは、議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案を共同提案者である日本共産党、無所属女性の会、市民の声連合を代表して行います。

まず、議案書の1ページ及び修正案の1ページをごらんください。議案の第1項中の追加する額4億6,280万9,000円を4億4,280万9,000円に、また予算総額を201億3,833万7,000円を201億1,833万7,000円に改めるものです。

次に、議案書2ページの第1表の歳入と修正案1ページの第1表の歳入をごらんください。議案の歳入、20款繰越金と20款第1項繰越金の補正額と計の額をそれぞれ1億5,775万9,000円を1億3,775万9,000円へ、2億4,270万1,000円を2億2,270万1,000円へと改め、歳入合計の補正額4億6,280万9,000円を4億4,280万9,000円へ、計の額を201億3,833万7,000円を201億1,833万7,000円へと改めるものです。

次に、議案書3ページの第1表の歳出と修正案1ページの第1表の歳出をごらんください。議案の歳出、第2款総務費及び2款1項総務管理費の補正額と計の額をそれぞれ3億8,288万8,000円を3億6,288万8,000円へと改め、歳出合計の補正額4億6,280万9,000円を4億4,280万9,000円へ、計の額201億3,833万7,000円を201億1,833万7,000円へと改めるものです。

次に、議案4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の第1項、総括の歳入と修正案2ページと同じく歳入歳出補正予算事項別明細書の第1項、総括の歳入をごらんください。20款繰越金の補正額と計の額をそれぞれ1億5,775万9,000円を1億3,775万9,000円に、2億4,270万1,000円を2億2,270万1,000円へと改め、歳入合計の補正額4億6,280万9,000円を4億4,280万9,000円へ、計の金額を201億3,833万7,000円を201億1,833万7,000円へと改めるものです。

次に、議案5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の第1項、総括の歳出と修正案3ページ上段の歳出の表をごらんください。2款総務費の補正額と計の額、補正額の財源内訳の一般財源の額をそれぞれ3億8,288万8,000円を3億6,288万8,000円に、9億5,000万3,000円を9億3,000万3,000円に、1億1,275万6,000円を9,275万6,000円へと改め、歳出合計の補正額4億6,280万9,000円を4億4,280万9,000円に、計の額201億3,833万7,000円を201億1,833万7,000円に、一般財源の額1億5,775万9,000円を1億3,775万9,000円に改めるものです。

次に、議案6ページの2項、歳入と修正案2ページの中段の2項、歳入の表をごらんください。20款繰越金及び1項繰越金及び1目繰越金の補正額、計の額をそれぞれ1億5,775万9,000円を1億3,775万9,000円に、2億4,270万1,000円を2億2,270万1,000円へと改め、1目繰越金の節の金額1億5,775万9,000円を1億3,775万9,000円に改めるものです。また、歳入合計の補正額4億6,280万9,000円を4億4,280万9,000円へ、計の金額を201億3,833万7,000円を201億1,833万7,000円へと改めるものです。

次に、議案8ページの3項、歳出と修正案2ページの下段の3項、歳出をごらんください。2款総務費の補正額と計の額、補正額の財源内訳の一般財源の額をそれぞれ3億8,288万8,000円を3億6,288万8,000円に、9億5,000万3,000円を9億3,000万3,000円に、1億1,275万6,000円を9,275万6,000円へと改め、1項総務管理費の補正額と計の額、補正額の財源内訳の一般財源の額をそれぞれ3億8,288万8,000円を3億6,288万8,000円に、8億7,919万6,000円を8億5,919万6,000円に、1億1,275万6,000円を9,275万6,000円へと改め、11目地域活性化・経済危機対策事業費の補正額と計の額をそれぞれ3億8,188万8,000円を3億6,188万8,000円に、補正額の財源内訳の一般財源の額1億1,275万6,000円を9,275万6,000円へと改め、歳出合計の補正額4億6,280万9,000円を4億4,280万9,000円に、計の額201億3,833万7,000円を201億1,833万7,000円に、一般財源の額を1億5,775万9,000円を1億3,775万9,000円に改めるものです。

次に、議案12ページと修正案2ページの下段の3項、歳出をごらんください。12ページの下段、歳出合計の補正額、計の額、補正額の財源内訳の一般財源の額をそれぞれ4億6,280万9,000円を4億4,280万9,000円に、計の額201億3,833万7,000円を201億1,833万7,000円に、一般財源の額1億5,775万9,000円を1億3,775万9,000円に改めるものです。

次に、議案9ページと修正案3ページの下段の表をごらんください。15節工事請負費1億8,422万1,000円を1億6,422万1,000円に、説明欄の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業に要する経費3億8,188万8,000円を3億6,188万8,000円に変え、河川緑地整備事業2,490万円を490万円に改めるものです。

以上をまとめると、歳出として総務費の河川緑地整備事業のうち河川敷駐車場造成に要する2,000万円を減額し、歳入として繰越金を同額減額するものです。つまり地域活性化・経済危機対策臨時交付金の減額はありません。一般財源のみを減額するものです。

提案者一同は、本補正予算総額のうち3億6,188万円には賛成です。しかし、河川敷駐車場の2,000万円だけは、つくってもほとんど使われない可能性が高く、事業の費用対効果が著しく低いこと、現状の河川敷の舗装部分を使うことなどで市長が提案の根拠とするようなトラブルが生ずる可能性はないと判断し、今議会では減額修正を提案するものです。そして、その2,000万円は、9月議会または12月議会に真に必要な事業で地域経済活性化、経営と雇用改善に役立つ事業として田村市長に事業内容を変えて再提案を求めるものです。

次に、修正案の提案理由を述べます。第1は、文化センターの駐車場が不足していると言いますが、何台分必要なのか実績としては示されず、建築学会で出した理想値をもとにして、1.6席に1台などという非現実的な答弁がされました。まず、現実的な不足台数について統計調査をとることが先決と考えるものです。また、タッグ計画で多くのサービス削減、見直しで市民の協力を得ているのですから、増設するにしても必要最低限の台数にしなければなりません。しかし、これまで

の答弁で、団体からの要望がない、文化センターの所管である、教育委員会からの予算要望もなかったことが明らかになりました。また、今回の計画の発端は、先月の黒柳徹子さんの講演会のときに駐車場で困ったこと、ホームック跡地が使いえなくなったからというものです。しかし、ホームック跡地が使いえなくなったことは、理由にはなりません。なぜなら、ホームック新町店が営業していた6年前までの20年間もの間、ホームックの営業時間しか利用できず、文化センターの駐車場としては100台以上もの役割はありませんでした。また、黒柳徹子さんの講演会のときには河川敷の旧自動車学校コースの舗装部分に100台以上が駐車でき、ほぼ解決しました。これらから、今回の計画である480台もの駐車場を必要とするとは考えられません。

第2は、イベント主催者が管理しなければ使いえない駐車場では大問題です。河川敷ですから、イベントの時間帯に限り、主催者が門をあけなければなりません。

ちょっと失礼します。

(「ちゃんと準備しておきなさいよ」と言う声あり)

○清水議員 第2から言い直します。第2は、イベント主催者が管理しなければ使いえない駐車場では大問題です。車の誘導や安全管理の要員が必要です。冬の除雪も必要です。夜間照明も必要です。しかし、この費用及び責任については、田村市長は質疑への答弁で利用する側の負担はあり得る。負担のあり方は、今後の問題。また、どういう照明をするのかは、主催者のこれからだ。また、主催者の責任度合いは今までよりもふえるなどと答弁されました。しかし、今の時点では、主催者の負担や責任度合いがどの程度ふえるのかはまったく不明であるどころか、議会の質疑の途中で答弁が急変するということもあり、提案者である市長の考え方が不明な状況です。

第3は、滝川市にとっての優先度がすごく低いことです。今回の駐車場予算は、全額が貴重な一般財源です。土木業者の仕事がふえる経済効果だけでは、賛成できません。必要性の高い事業は、ほかに幾らでもあります。文化センターの集客を増加させる目的であれば、施設改修を最優先すべきです。河川敷フリーマーケットの開催が増加するからとの理由に至っては、理解に苦しみます。大きなフリーマーケットを行える場所は、市内に幾らでもあるではありませんか。また、中心市街地活性化を旗印にしているときに、フリーマーケットを河川敷にさらに誘致しようとしているのでしょうか。これでは、方向が違うのではないのでしょうか。

次に、今回減額修正して、それでは文化センターの駐車場問題はどのように解決するかについて説明します。まず、第1に、現状の河川敷の舗装部分をそのまま利用するだけでも150台は可能であり、主催者が本当に困っているのであれば、文化センター指定管理者が主催者に利用を促すことでほとんど解決すると考えるものです。第2に、近隣の民間駐車場の活用を進めることです。例として、ツタヤ滝川店との交渉次第で100台以上は確保できる可能性はあると考えます。第3に、それでも不足するのであれば、図書館裏の読書広場は2年後の図書館移転で別の活用が可能であり、文化センター前の植栽を駐車場に改造すれば、合わせれば60台分は確保できると考えます。この60台分は、冬でも夜間でも使用できる費用対効果100点満点の駐車場になることは間違いありません。

今河川敷に2,000万円をかけることに対して、市民からは滝川市はそんなにお金が余ってい

るのかとか、駅のバリアフリーやエコバレー対策、子育て負担軽減など優先することがたくさんある、市長をここに呼んでこいとか、賛成する市民は少ないのではないかと思える反応です。税金の無駄遣いと拙速以外の何物でもありません。また、今回2,000万円を使って、今後さらに図書館裏や文化センター前も駐車場にしたいので、予算をつけたいなどということは絶対に許されないということを指摘するものです。

市民からは、市長はまた税金を無駄遣いしたと言われないように、また議会は何をしているのかと言われないようにしなければなりません。滝川市議会のチェック能力が問われています。議員各位が修正案提出の意図をよく吟味され、審議していただきますよう切にお願いして、提案説明いたします。

以上です。

○議長 説明が終わりました。

ここで休憩を入れます。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 3時41分

○議長 長 では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議事延長宣告

○議長 長 本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

では、清水議員の説明が終わりました。

これより修正案の質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。関藤議員。

○関藤議員 新政会の関藤龍也です。私は、新政会を代表いたしまして、議案第1号、議案第4号を可とし、日本共産党より提出されました修正案を否とする立場で討論を行います。

今我が国は、全国的な景気低迷の時期にあり、特に北海道経済はまだまだ復調の兆しが見えておらず、地方経済は崩壊の危機であると言っても過言ではありません。このような時期に国の第1次補正予算に基づき地域活性化・経済危機対策臨時交付金が示され、各自治体では地域の実情に合わせた事業を展開することとなりました。滝川市において示された13の事業計画につきましては、十分に精査されたものと判断し、これらの事業に賛成するものであります。

また、日本共産党より提出されました修正案につきましては、以下3つの点から賛成できるものではありません。1点目は、1,000人規模のイベントが年20件程度行われ、うち駐車場不足が十数件起きていることから、今後滝川の地域活性化としての役割を果たすであろう文化ゾーンの

駐車場整備は、その必要性に迫られてくるのではないかと思います。2点目は、今後駐車場整備事業を滝川市が市費独自で行うことは難しく、臨時交付金が活用できるこの補正予算で整備することが望ましく、また地元業者への経済効果も大きいと思われます。3点目として、文化ゾーン周辺の現状についてであります。1,000人規模のイベント回数の頻度はまだ高くはありませんが、明らかに駐車場不足による路上駐車違反や周辺企業の駐車場を使用しなければならないなどの実情があり、迷惑をかけているとのことでもあります。また、路上駐車による住民からの苦情もあることから、駐車場整備の必要性は高いものと判断するものであります。以上のことから、日本共産党の修正案に対し賛成できるものではありません。

最後に要望を述べて、討論いたします。1点目は、文化ゾーンのさらなる活性化を促すためにも、魅力あるイベント等の充実を図ること。2点目に、スクール・ニューディール構想についてであります。ICT環境整備を行うことは大変結構なことではありますが、あわせてソフト面において指導者、人材育成事業に対しても力を入れていただくことをお願いいたします。最後に、これらの議案提案に対し、関係団体、関係機関への事前説明、また議論が不十分であったのではないかと思います。今後の議案提案に対しては、これらの点を十分に考慮していただきたいと思われます。さらに、駐車場整備につきまして、市としての設置責任者としての役割を安全面の点からも十分に果たしていただき、また利用者の利用負担増などにつながらないようにお願いするものであります。

以上のことを強く要望いたしまして、新政会の討論いたします。終わります。

(「あとは野となれ山となれだな、新政会は」と言う声あり)

○議長 発言をやめてください。大谷議員。

○大谷議員 私は、市民クラブを代表し、議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算案(第5号)を可とする立場で討論いたします。

今回の補正は、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業の予算化に伴い、総額3億8,188万円の補正予算案として提案されたものですが、日々の市民生活において懸案となっている市道舗装、施設修繕を含む公共事業としての手当て、またいずれ対応が迫られると予想されていた2011年に移行する地上デジタル放送における機器の前倒し整備など、メニュー総体として一定の評価ができるものと考えております。さらには、疲弊する地方経済の現状については申し上げるまでもなく、根本解決には至らないとはいえ、地場企業への波及効果、まさに緊急雇用への対応という観点からもおおむね賛成できるものであります。

修正案での河川敷駐車場整備費用の2,000万円減額については、無駄かどうか判断材料になっていますが、イベントでの駐車場不足が現実存在している点で近隣住民から路上迷惑駐車に対する苦情が大変多いことから、行政として放置できないとの判断、また多目的利用を考えていることなどから必要としたことに理解をするものであります。しかしながら、この間河川敷の駐車場を現状で利用した場合についての状況把握や除雪や照明などの安全管理、その費用、経費などについて多くの議員からの懸念の声に対し、説明が果たして十分だったのかどうかについては大きな疑問があるところであります。また、地方分権や地方財政の改善が叫ばれる中、仮にひもつき補助金から一括交付金という時代の要請があれば、自治体の予算編成という権限がより拡大していくこと

が予想されております。

今後の予算編成において説明責任の重要性を真に認識されること、また今回の質疑や討論を十分に踏まえて進めていただくことを強く要望し、討論いたします。

(「何を言っているかわからんぞ」と言う声あり)

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎です。私は、上程された第1号議案 平成21年度滝川市一般会計補正予算を可とする立場で討論いたします。ただ、先ほどからの河川緑地整備事業には反対の立場でございます。その他の事業は、賛成の立場であります。しかし、個々の事業の中には問題点もありますので、市民の声連合として指摘をいたしまして、補強意見を申し上げ、また評価するところはしっかりと評価していきたいと思っておりますので、真摯に受けとめていただきたいと思っております。

緊急経済対策の事業として総額4億6,280万円であり、これで滝川市の経済浮揚につながるとしましたら、大変すばらしいことでもあります。市長はマスコミに、地元企業に生き残っていただくため、公共事業や住宅改修など近々の雇用対策とあわせ、中長期を見据えた基盤整備を進めたいと述べ、さらには雇用が厳しい現状がある。緊急経済対策で経済効果があると期待していると話したということでもあります。対処財政としても考えられることではありますが、市長としてももっと、資本主義経済の中で私企業を地方公共団体で救済することの難しさと、くまなく困窮している企業を救う策は極めて厳しくガラス細工のように危うい側面を持っているということを知るべきでございます。雇用創出を誘う事業もすべての企業に該当するわけではなく、最も力を入れたと言われる地場企業としての市道改良普及工事に1億1,090万円であります。市道改良が行われることは、全市民の願いであります。しかし、21年度当初予算に既に4億9,000万円を計上し、工事はもう始まっており、今回の1億1,090万円ですら6億円を超えての道路工事費であります。一方、新タッグ計画と称して市民生活関連や団体補助金をカットしておきながら、これだけの巨費を道路工事につぎ込むことのバランスの感覚は疑問を呈しておきたいのであります。市道の改良工事でも技術が向上し、丁寧な工事でも、距離対工事費の高騰があると思っておりますが、穴ぼこを埋めただけの連続した市道、東町授業場通りの波打ち連続のような危険道路を表面だけの改修でもするような緊急修理も行ってほしいと思っております。

一方、最も思い切った教育関係の予算を投入したことを評価したいと思います。特に校務用パソコン314台、5,100万円は、大変よかったと思っております。教員全員に配付できると思っておりますが、これで条件整備の一部ができつつあることを評価したいのであります。さらに、教室のテレビも地上デジタルテレビになり、教育の効果を期待するものであります。しかし、一方6月17日に市民団体から要望のあった観点について申し上げます。それは、子供の貧困解消、市外の高校に通う生徒の通学費、国保の掛金を納め切れずに子供が病院に通えないとか、給食費を納められない実態などもしっかりと調査し、弱者対策もこういう費用でしっかりと対応してこそ地方行政の大切な仕事と言えるのでございます。また、全市民に関係のある街路灯補助金や老人クラブの補助金の削減などの新タッグ計画との整合性がいま一つはつきりしないのでございます。もう一つ、市長の企業応援

の姿勢は歴然としておりますが、今回の事業の中で農家に還元したり支援したりする費用もほとんどないということでもあります。この7月の長雨で、小麦の品質は最悪であります。企業支援とともに、こうして減収した農家の支援があってもよいのではないかと思うのでございます。

河川敷の駐車場の問題は、修正案の案件で審議いたしましたので、ここでは省略いたしますが、駐車場が全く必要がないのではなく、整備する費用も業者には経済効果があるかもしれませんが、利用価値を優先すべきであります。議会で多数決で決めても、無駄のそしりは免れません。市民の皆さんの批判と反響は大きくなると思うのであります。

議案第4号 住宅改修の促進に関する条例についてであります。遅きに失した事業であると思うのであります。地場企業支援の事業のうちでも住宅改修促進事業補助の事業は、直接市民の家計にも支援する大変意義のある事業で、さまざまな制約があるわけではありますが、市民と市の財政をつなぐ大切な事業で、市民に率直に喜んでいただける久しぶりのよい施策だと思います。今後は所得制約を解消していき、金額も多くして、市民に評価される事業にしていきたいものであります。

以上、市民の声連合、渡辺精郎の討論といたします。

(「議長」と言う声あり)

(「何かぐちゃぐちゃだから、いいんじゃないの、これで」と言う声あり)

(「修正案の提案者が原案の賛成討論をするというのはおかしいんじゃないんですか。ちょっと整理してもらわないと」と言う声あり)

(「本人がやると言っているんだから、しょうがない」と言う声あり)

(何事か言う声あり)

(「そこだけ、最初の冒頭だけ訂正してください」と言う声あり)

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 情勢が午前中からぐるぐると変わったものですから、大変失礼いたしました。

訂正をいたします。私は、ただいま上程されました議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算を否とする立場で討論をいたします。

(「言わなくていいのさ、修正案だけ」と言う声あり)

○渡辺議員 ただ、先ほどの河川緑地整備事業には反対の立場で否といたしたい、こういうことでございます。

(「もう一度休憩よろしいですか」と言う声あり)

○議長 長 清水議員。

○清水議員 休憩お願いしたいのですけれども。

(「認められません」と言う声あり)

○議長 長 賛成者おりますか。

(何事か言う声あり)

○議長 長 休憩いたします。

休憩 午後 4時04分

再開 午後 4時05分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎発言の取り消しについて

○議 長 渡辺議員、前言を取り消してください。

○渡辺議員 それでは、大変失礼いたしました。いろいろな情勢が変わりましたものですから、それでは私の討論全体を取り消しをいたしたいと思います。大変申しわけありませんでした。

(「討論全部を取り消しするのか」と言う声あり)

(「また間違うから」と言う声あり)

(「そうでなくて」と言う声あり)

○議 長 討論全体を取り消しですか。

(何事か言う声あり)

○議 長 堀議員。

○堀 議員 公明党を代表し、議案第1号、第4号に対し賛成の立場で討論いたします。

100年に1度と言われる経済危機での予算案作成に対し、市長を初め職員の皆様の努力に敬意を表します。以下、若干の要望を付して討論いたします。

1つ目として、すべての事業に対し、地元業者が優先して受注できるような仕組みづくりに努力をしてほしいと思います。2つ目として、河川敷の駐車場の事業の件であります。この趣旨は文化圏ゾーンの駐車場利用拡大の意味で現文化センターの駐車スペースでは不足のときが時々あります。市民の利便性、安全性からも必要であると認識するとともに、管内において1,100席の施設はなく、大きな役割を担っていることから必要と考えます。3つ目に、げんきカードパワーアップ事業についてであります。税を投入するわけですから、市民理解を得られるよう努力されたい。具体的には、加盟店さんが積極的に販売促進としての位置づけがされなければならない。そして、将来に向け、加盟店が増加することが魅力ある地域密着型カードとなるための必要条件であることを申し添え、賛成討論いたします。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 私は、修正案提案者、日本共産党、無所属女性の会、市民の声連合を代表いたしまして、修正案に賛成の立場で討論を行います。

まず、市道改良舗装工事1億1,090万円と公共施設修繕2,605万円については、優先度、経済効果ともに抜群だということです。小中高校の授業用、教員用パソコン購入などへの8,893万円、小中学校、特養、老人ホームなどの地上デジタルテレビ購入のための6,321万円は、教育と福祉の分野で優先する課題として必要であります。ただ、発注に際しては、地域の電気屋さんへ発注しなければ経済効果はゼロであることを踏まえ、発注方法を十分に検討することを求めます。げんきカードの設備大改修2,561万円は、頑張る商店街を応援する意味でも重要です。商店街が寂れる中で、げんきカードのリニューアルは街なか共同住宅建設事業補助金840万円とと

もに中心市街地活性化への手がかりになるものと考えます。また、日本共産党が一般質問で何度も取り上げ、業者団体も提案してきた住宅改修支援事業に今年度3,300万円が提案されました。あわせて、来年度以降も年間4,200万円を計画していることが示されています。さらに、融雪機器普及補助事業も提案されました。これらの事業は、市内の多くの零細業者が待ち望んでいたものであり、大きく評価するものです。ただ、適用を100万円以上の改修に限定することや古い住宅は耐震改修とセットであることなどから、低所得の市民にとって使いにくいのか、また塗装業や設備業、左官業、内装業に適用されにくいのではないかと課題があるのではないかと考えます。制度の策定に当たっては、それぞれの業者の意見をよく聞いて進めることを求めます。

以上のように、駐車場以外の3億6,188万円には賛成です。しかし、河川敷駐車場の2,000万円だけは修正案を採択し、その2,000万円は9月議会、または12月議会に真に必要な事業として、また地域経済活性化、経営と雇用改善に役立つ事業として田村市長に再提案することを求めるものです。

以下、問題点を指摘します。第1は、タッグ計画で多くのサービス削減、見直しを進める中で、必要な最低台数など予算の根拠が不明な予算では市民の納得は得られないということです。第2は、副市長は予算が可決されれば冬の除雪や夜間照明、扉の開閉などについて主催者負担になるかどうかを含めて、安全管理の部分、市の責任の範囲について調整すると言います。しかし、調整するということは、新たな市の負担が発生するということです。予算を修正して、再提出するべきです。第3は、滝川市全体にとっての優先度が低いことです。土木業者の仕事がふえる経済効果だけでは賛成できません。文化センターの集客を増加させる目的なら、施設改修を優先するべきです。第4は、公金イコール血税の自覚の徹底、市民全体の奉仕者としての誠実な職務の執行、慎重な予算執行体制など、市民の皆様信頼される市役所づくり推進プランに逆行するものであり、市民との約束をほごにしかねないと考えます。

次に、文化センターの駐車場問題について提案します。まず、第1に、現状の河川敷の舗装部分をそのまま利用するだけでも150台は可能であり、文化センター指定管理者が主催者に利用を促すことでほとんど解決すると考えるものです。第2に、近隣の民間駐車場の活用を進めることです。例として、ツタヤ滝川店などとの交渉で100台以上は確保できる可能性があります。第3に、それでも不足するのであれば、図書館裏の読書広場と文化センター前の植栽を駐車場に改造することも可能であります。仮にこうした改造を行えば、冬でも夜間でも使用できる費用対効果の高い約60台分の駐車場にすることができます。

以上を申し上げ、修正案提案者を代表しての賛成討論といたします。

○議 長 ほかにございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これよりまず議案第1号を採決いたします。

まず、本案に対する清水議員外3人から提出されました修正案について起立により採決いたします。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議長 長 起立少数であります。

したがって、議案第1号の修正案は否決されました。

次に、議案第1号の原案について起立によって採決をいたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第6 議案第2号 平成21年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第3号)

○議長 長 日程第6、議案第2号 平成21年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第2号 平成21年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、国の平成21年度第1次補正予算に計上された地域住宅交付金に関連し、公営住宅の長寿命化を促進するため、地域住宅計画に追加要望し、採択され、事業費の45パーセントが交付金として交付されることから、市営住宅3棟の改修工事を実施したいとするものであります。

1ページ目をお開きください。歳入歳出補正予算につきましては、第1項において総額にそれぞれ1,130万円追加し、歳入歳出予算の総額を6億9,110万3,000円とすることと定め、第2項で款項の区分及び金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりとするものであります。

続いて、補正の内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。まず、歳出より説明いたします。8ページ目をお開きください。1款2項1目公営住宅建設費でございますが、右の説明書のとおり、公営住宅建替・改善事業に要する経費1,130万円の増であり、滝の川団地で2棟、新興団地で1棟、計3棟の屋根改修工事等を実施したいとするものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお開きください。2款1項2目住宅事業費交付金でございますが、これは国からの公営住宅建設費交付金であり、補正前の額9,299万2,000円に508万5,000円を増額補正し、補正後の額は9,807万7,000円となります。

5款1項1目他会計繰入金でございますが、これは一般会計からの繰入金であり、補正前の額4,

355万2,000円に559万3,000円を増額補正し、補正後の額は4,914万5,000円となります。

6款1項1目繰越金でございますが、これは平成20年度からの繰越金であり、補正前の額1,000円に62万2,000円を増額補正し、補正後の額は62万3,000円となります。

以上、歳入増額の計は1,130万円であります。

以上で説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決をされました。

◎日程第7 議案第3号 平成21年度滝川市病院事業会計補正予算(第3号)

○議 長 日程第7、議案第3号 平成21年度滝川市病院事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 議案第3号 平成21年度滝川市病院事業会計補正予算(第3号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、先ほど議決をされました一般会計補正予算(第5号)で説明のありました地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用のうち病院事業に係る分を補正するものでございます。

第2条、収益的収入及び支出の補正でございますが、収入の部では、第1款病院事業収益に850万円を増額し、補正後の額59億6,760万5,000円に、第2項医業外収益850万円を増額いたしまして、4億1,917万4,000円に。支出のほうでは、第1款病院事業費用に850万円を増額し、58億5,787万9,000円に、第1項医業費用に850万円を増額いたしまして、57億4,010万円にしたいとするものでございます。

2ページのほうにつきましては実施計画、3ページに資金計画、4ページ、5ページのほうには予定貸借対照表が記載してございますが、これについてはお目通しをいただきたいと思っております。

6ページをお開きいただきたいと思います。収益的収入及び支出の明細書でございます。収入の部でございますが、1款2項3目他会計負担金850万円の増額でございますが、一般会計からの負担金でございます。

支出の部でございますけれども、1款1項2目材料費で200万円の増額でございますが、新型インフルエンザ対策の医療用消耗品費の購入費でございます。

同じく1款1項3目経費でございますけれども、650万円の増額でございます。新げんきカードを市立病院でも利用できるようにするため、対応システムの改修費でございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎市長あいさつ

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

ここで、市長より発言の申し出がありますので、これをお受けしたいと思います。市長。

○市 長 本臨時会に提案をさせていただきました議案のすべてについて原案の承認をいただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。特に地域活性化・経済危機対策、このことについては迅速に情報を収集し、迅速に対応したいということを表明してまいりましたけれども、今議会において議決をいただきましたので、地域経済活性化のために迅速に手を打っていききたいというふうに思いますのと同時に、市民活動の利便性向上、あるいは市民活動の活性化ということも大きな柱の一つだというふうに思っております。そういう意味では、特に駐車場の問題についてご議論いただきましたけれども、本議会で議論をいただいた内容を具体的な制度設計に十分反映をさせていきたいというふうに思うところであります。いずれにいたしましても、地域経済の活性化と市民活動の活性化に向けて迅速に対応していきたいというふうに思いますので、本議会及び議員各位のご支援、ご協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

どうもありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 以上をもちまして平成21年第3回滝川市議会臨時会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会 午後 4時24分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員